

令和6年度

業 務 概 要

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部
〈美 馬 保 健 所〉

目 次

I	保健所の概況	
1	沿 革	1
2	庁舎位置図	1
3	組織及び業務	2
4	庁舎平面図	3
5	定例相談・検査業務	4
II	管内の概況	
1	管内図及び概況	5
2	人口動態等の状況	6
3	医療施設等の状況	9
III	地域保健医療計画の概要	10
IV	令和6年度重点事項	12
V	医療企画担当事業の概要	
1	地域保健医療対策推進事業	13
2	休日夜間急患診療確保対策事業	13
3	救急医療対策連絡協議会等の事業	13
4	献血推進事業	14
5	衛生統計事業	14
6	医事関係事業	14
7	免許関係事務	15
8	医療保険関係	15
9	学生実習等人材育成事業	16
10	健康危機管理地域連携事業	18
11	災害時コーディネーター体制整備事業	20
12	在宅医療・介護コーディネート事業	21
13	循環器病特別対策事業	22
14	健康ライフサポート事業	23
VI	生活衛生担当事業の概要	
1	食品衛生管理指導事業	24
2	薬事・毒劇物関係事業	29
3	薬物乱用防止対策事業	30
4	生活衛生関係指導事業	31
5	動物由来感染症等対策事業	32
6	乳肉衛生管理指導事業	34
7	試験検査業務	35

VII 健康増進担当事業の概要

1 母子保健事業	-----	38
2 歯科保健事業	-----	43
3 栄養改善事業	-----	47
4 「徳島・にし阿波」ですすめる健康づくり事業	-----	55
5 健康づくり事業	-----	57
6 精神保健福祉事業	-----	62
7 結核予防事業	-----	73
8 感染症対策事業	-----	77
9 難病対策事業	-----	80
10 その他疾病対策事業	-----	84
11 保健師活動	-----	87

VIII 学会発表

※ 事業実績については、令和5年度実績を計上しました。

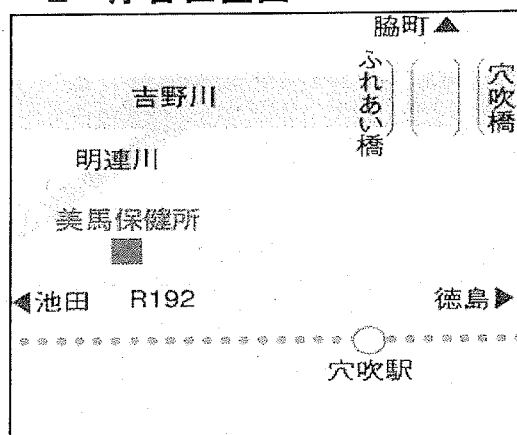
I 保健所の概況

I 保健所の概況

1 沿革

年月日	事 項
昭和20. 2. 11	美馬郡穴吹町柏247番地の建物を買収して創設開所。
26. 3. 17	美馬郡穴吹町字盤若に庁舎新設着工。
26. 10. 1	旧庁舎から移転開所。
27. 6. 24	貞光町馬出に貞光支所を設置。
38. 12. 1	保健婦係新設。
39. 7. 1	衛生係を廃止し、食品衛生係及び環境衛生係を新設。
41. 4. 1	機構改革により総務、衛生、保健予防の3課体制。
43. 3. 31	貞光支所を廃止。
45. 10. 28	穴吹町穴吹字明連に庁舎新設着工。
46. 4. 28	旧庁舎から移転開所。
平成 2. 9. 27	庁舎東側の駐車場用地を取得。
3. 4. 1	食肉衛生検査所の新設設置（同居）により、と畜検査業務を廃止。
4. 3. 31	駐車場整備その他工事が完工。
9. 4. 1	機構改革により、保健予防課予防係、保健婦係を健康増進課健康対策係、疾病対策係に改組。
11. 4. 1	機構改革により庶務係を総務係に改め、環境生活課に試験検査係を新設。
14. 8. 19	検査室改修工事が完工。
14. 8. 30	研修施設新築工事が完工。
17. 3. 1	町村合併により、穴吹保健所の所管区域が美馬市、つるぎ町の1市1町となった。
18. 3. 31	2階の母子診察指導室を西部児童相談所に改修する工事が完工。
18. 4. 1	県の機構改革により、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部美馬保健所庁舎に改組。保健所名は穴吹保健所から美馬保健所と変更。課・係制を廃止し4担当制となる（保健医療担当、医療企画担当、生活衛生担当、健康増進担当）。環境生活課の環境業務が移転し、美馬庁舎に環境担当を設置。新しく2階に、西部児童相談所（児童相談担当）を設置。
22. 4. 1	西部児童相談所に女性支援担当が増設され、西部こども女性相談センターに改組。
25. 3. 10	美馬保健所耐震改修他工事が完工。
令和 6. 4. 1	機構改革により、西部こども女性相談センターが西部総合県民局からこども未来部へ移管。

2 庁舎位置図



○徳島県美馬保健所

〒777-0005

徳島県美馬市穴吹町穴吹字明連23

徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部

TEL 0883-52-1017(代表) FAX 0883-53-9446

mail seibu_hfk_mmh@pref.tokushima.lg.jp

□保健医療担当 0883-52-1017

□医療企画担当 0883-52-1017

□生活衛生担当 0883-52-1011

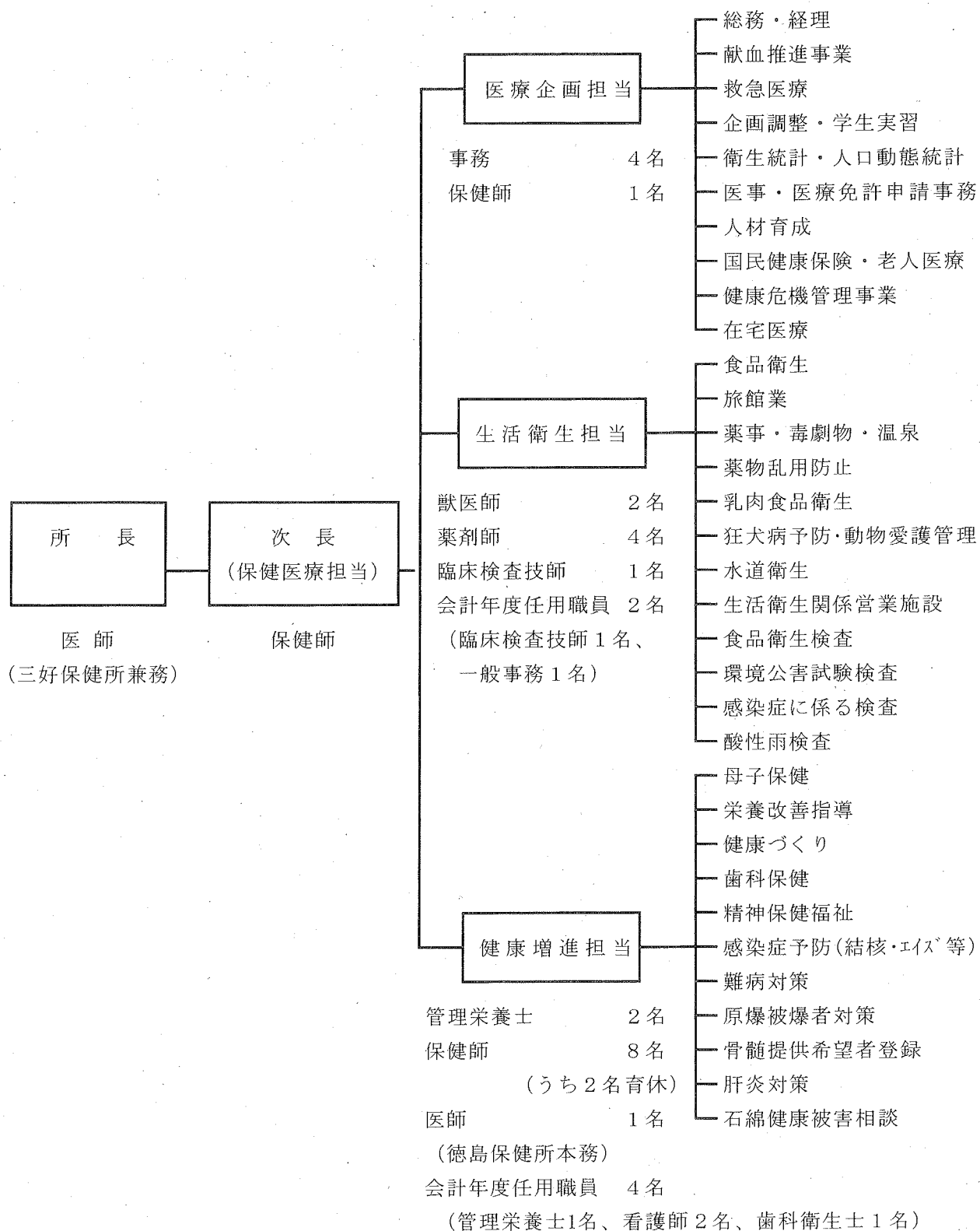
□健康増進担当（母子・精神） 0883-52-1018

□健康増進担当（難病・感染症） 0883-52-1016

3 組織及び業務

(令和6年4月1日現在)

- (1) 組織及び主な担当業務 職員32名
(うち会計年度任用職員6名)



(2) 各種協議会等

<美馬保健所連絡協議会等>

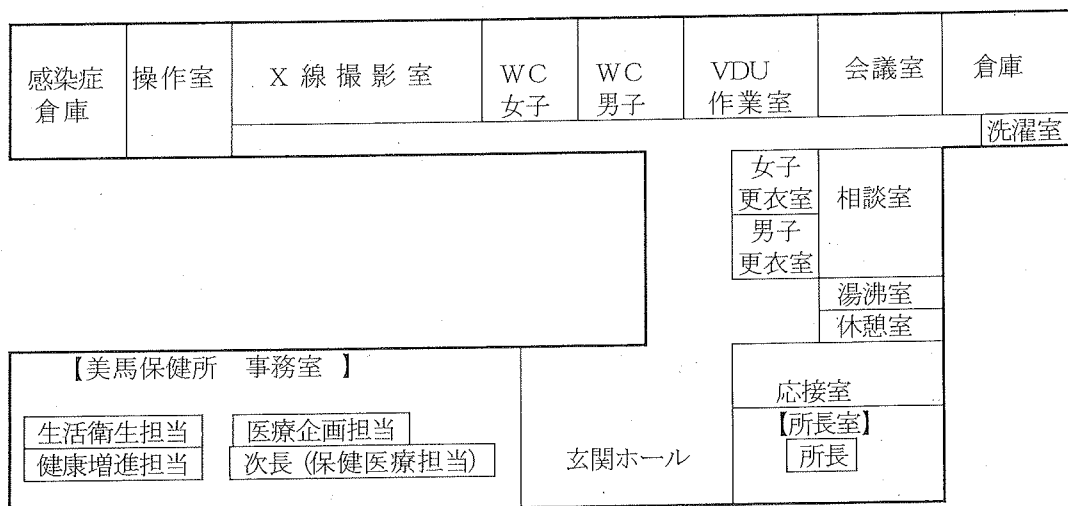
- 美馬保健所地域保健医療福祉協議会
- 地域精神保健福祉連絡協議会
- 徳島県西部総合県民局動物由来感染症対策連絡会議

<上部組織があるもの>

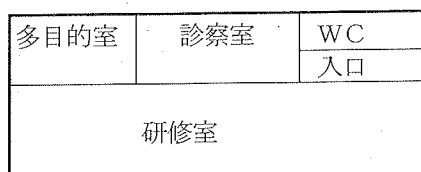
- 救急医療対策連絡協議会
- 徳島県薬物乱用防止美馬地区協議会
- 美馬保健所食生活改善推進協議会
- 美馬保健所地域・職域連携推進協議会
- 美馬保健所管内集団給食施設協議会
- 美馬保健所自殺対策連絡協議会

4 庁舎平面図

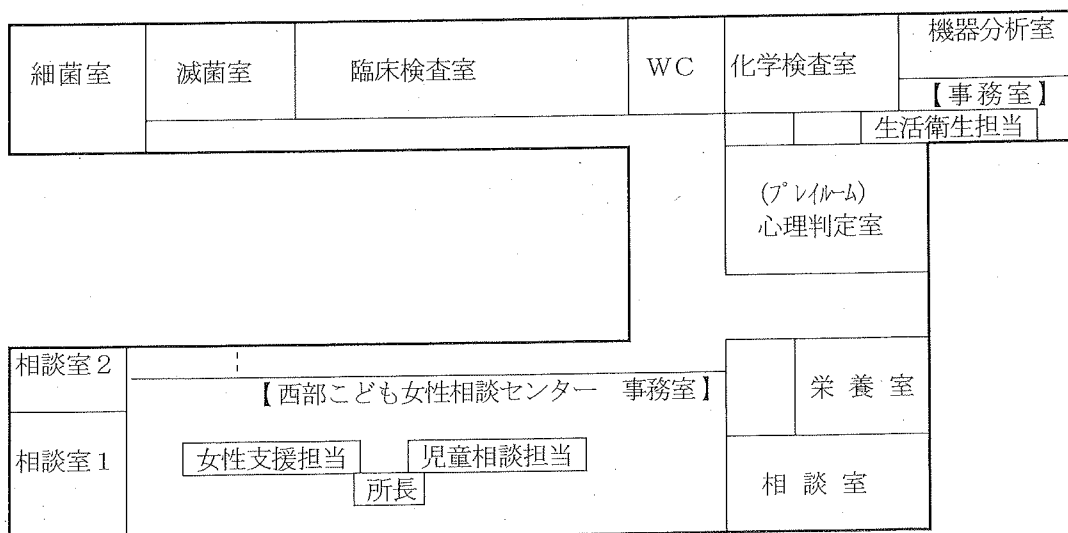
本館1階



研修施設



本館2階



5 定例相談・検査業務

令和6年4月1日現在

内 容	期 日	時 間	備 考
肝炎ウイルス検査 (予約制)	毎月 第2・4水曜日	11:00～12:00	B型(HBs抗原)・C型(HCV抗体) 無料
エイズ相談・検査	毎月 第2・4水曜日	10:00～11:00	匿名・匿住所 無料(電話相談も可)
骨髄提供希望者登録事業 (予約制)	毎月 第2・4水曜日	11:00～12:00	骨髄バンクへのドナー登録 及び相談
HTLV-1(人の白血球に感 染するウイルス)相談	毎月 第2・4水曜日	11:00～12:00	献血後(HTLV-1)が陽性であ るといわれた方への相談
精神保健福祉相談 (予約制)	毎月 第1・3水曜日	9:00～15:00	精神科医等による精神疾患、 認知症等に対する相談
療育相談 (予約制)	偶数月 第1水曜日	15:00～16:00	整形外科医による 発育・発 達相談

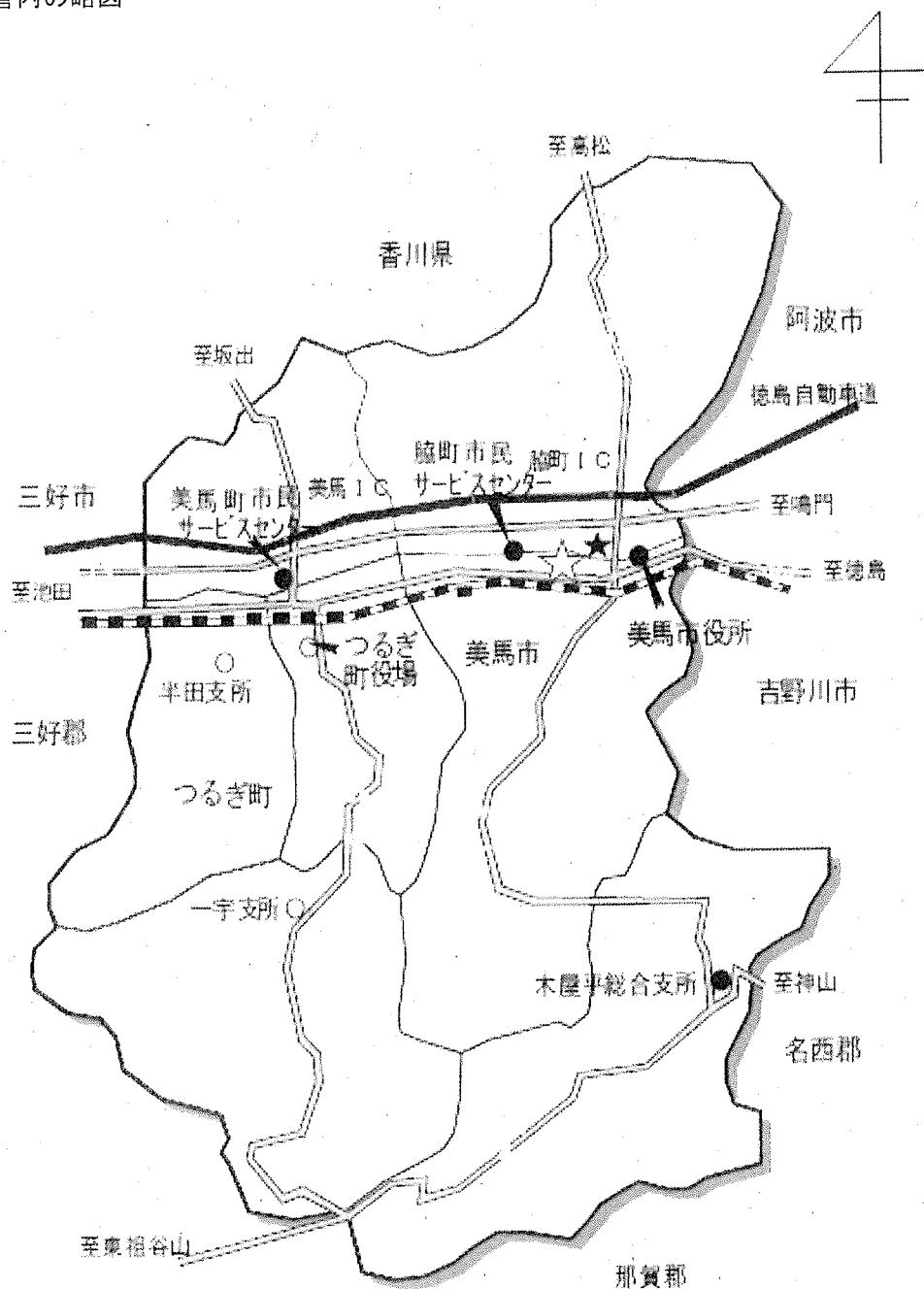
断酒会穴吹支部例会 酒害相談	毎月 第1金曜日	18:00～20:00	NPO法人「徳島県断酒会」主 催酒害相談員による相談
-------------------	----------	-------------	-------------------------------

II 管内の概況

Ⅱ 管内の概況

1 管内図及び概況

(1) 管内の略図



★ 徳島県西部総合県民局 美馬庁舎

☆ 徳島県西部総合県民局 美馬保健所庁舎
(美馬保健所・西部こども女性相談センター)

(2) 一般的状況と特殊性

当管内は、本県中西部に位置し、美馬市とつるぎ町の1市1町で構成され、人口は令和5年7月1日現在33,532人、総面積は562.18k㎡で県全体の13.6%を占めている。その80.9%にあたる454.89k㎡が山間地域となっている。

また、人口に占める65歳以上の人口比率は令和5年7月1日現在で42.8%と高く、高齢化が進んでいる。

地勢は、管内を分断するように吉野川が中央部を東流しており、その流域に狭隘な平地が展開している。北岸地域には阿讃山脈が、南岸地域には四国山地が連なり、森林資源や水資源に恵まれた温暖な気候の自然豊かな地域であるが、冬季の気候は厳しく山間部を中心に積雪の観測される地域である。

交通網については、JR徳島線と国道192号が南岸地域を、県道12号・徳島自動車道が北岸地域をそれぞれ東西に走り、両地域を結ぶ形で国道193号をはじめ主要地方道路が南北に走っている。なお、徳島自動車道の管内整備により徳島市等への所要時間の短縮が図られている。

産業構造をみると、県平均と比較して第1次、2次産業の従事者割合が高いが、経営耕地面積が少なく、生産額も低い。また、他の産業においても経営基盤の脆弱なものが多い状況である。

2 人口動態等の状況

(1) 管内人口・面積

令和5年7月1日現在

区分 市町名	推計人口(人)			推計世帯数 (戸)	面積 (km ²)
	男	女	総計		
美馬市	12,706	13,882	26,588	11,078	367.38
つるぎ町	3,267	3,677	6,944	3,153	194.80
計	15,973	17,559	33,532	14,231	562.18

資料：徳島県統計情報

(2) 管内年齢3区分別人口・構成割合及び年次比較

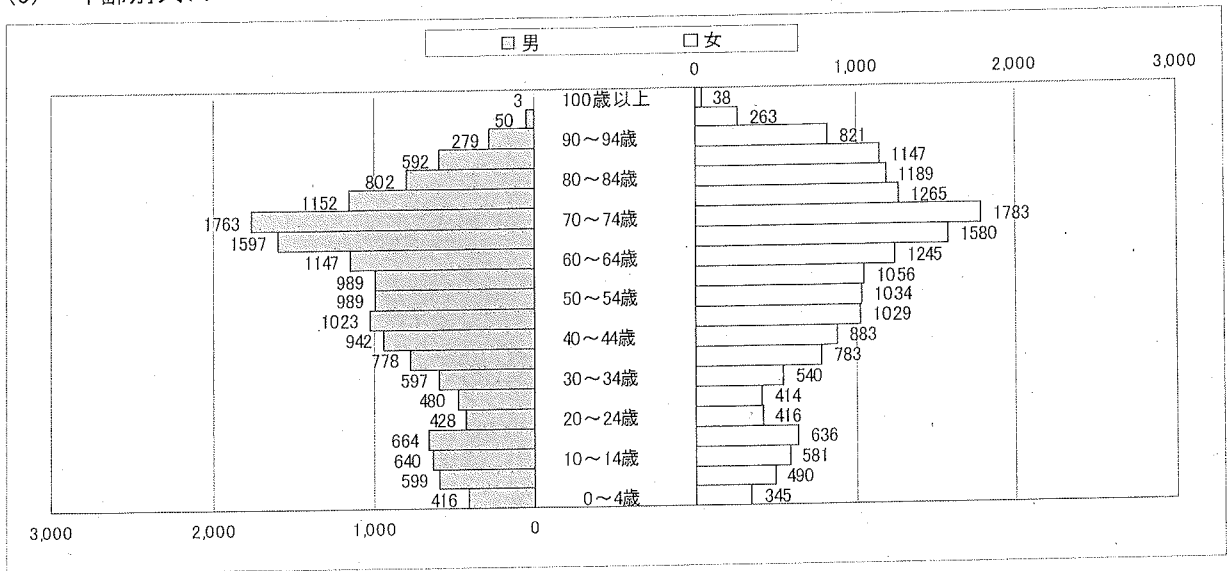
		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
年 少 人 口	数	3,939	3,780	3,676	3,565	3,422	3,255	3,255	3,173	3,071
(0 ～ 14 歳)	率	10.0	9.7	9.7	9.6	9.4	9.1	9.3	9.3	9.2
生産年齢人口	数	20,860	20,223	19,559	18,899	18,304	17,715	17,205	16,583	16,073
(15 ～ 64 歳)	率	52.8	52.1	51.5	50.8	50.3	49.7	49.1	48.5	48.0
老 年 人 口	数	14,613	14,726	14,714	14,757	14,705	14,654	14,514	14,466	14,324
(65 歳以上)	率	37.0	37.9	38.8	39.6	40.3	41.1	41.4	42.3	42.8
総 人 口		39,412	38,729	37,949	37,221	36,431	35,624	35,039	34,222	33,468

資料：徳島県統計情報(年齢3階級別人口)

(年齢不詳は含まず)

令和5年の年少人口及び生産年齢人口の割合は、令和元年に比べて0.2及び2.3ポイント低下し、老年人口の割合は、2.5ポイント増加している。

(3) 年齢別人口



令和5年7月1日現在

資料：徳島県統計情報（年齢5階級別人口）

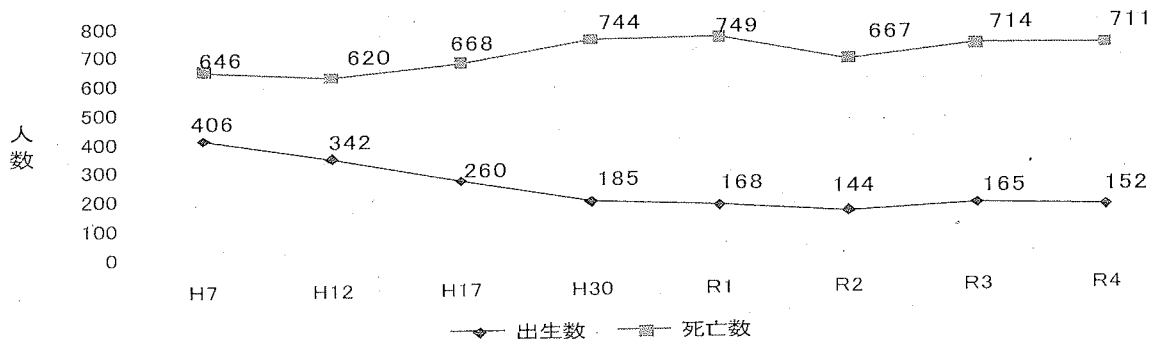
（年齢不詳は含まず）

(4) 人口動態総覧

令和4年

		出生 (率:人口千対)	死亡 (率:人口千対)	乳児死亡 (率:出生千対)	新生児死亡 (率:出生千対)	死産 (率:※)	周産期死亡 (率:出産千対)	婚姻 (率:人口千対)	離婚 (率:人口千対)
管内	数	152	711	0	0	3	0	93	43
	率	4.4	20.8	0	0	19.4	0	2.7	1.26
県	率	5.9	15.7	1.2	0.2	18.7	2.4	3.4	1.44
全国	率	6.3	12.9	1.8	0.8	19.3	3.3	4.1	1.47

出生数と死亡数の年次推移



*死産は出産（出生＋死産数）千対

資料：徳島県保健・衛生統計年報

出生数については平成7年には406人であったが、減少を続け27年後の令和4年には152人となり、出生率でも県・全国を下回っている。死亡数については、近年ほぼ横ばいで推移しているが死亡率をみると、県・全国を大きく上回っている。

(5) 管内主要死因別死亡数・率（人口10万対）の年次推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
悪性新生物	数	157	163	176	177	163	148	163	129
	率	297.3	327.8	382.9	476.7	448.5	418.8	467.6	377.6
脳血管疾患	数	138	96	47	47	41	52	48	41
	率	261.3	193.0	176.2	126.6	112.8	147.2	137.7	120.0
心疾患	数	113	103	106	104	121	102	110	106
	率	214.0	207.1	230.6	280.1	332.9	288.6	315.6	310.3
肺炎	数	50	71	61	63	70	59	66	56
	率	94.7	142.8	132.7	119.5	192.6	167.0	189.3	163.9
不慮の事故	数	22	26	20	22	31	16	25	29
	率	41.7	52.3	43.5	59.2	85.3	45.3	71.7	84.9
老衰	数	14	14	22	64	56	63	59	70
	率	26.5	28.2	47.9	172.4	154.1	178.3	169.3	204.9
自殺	数	11	19	13	7	10	9	4	3
	率	20.8	38.2	28.3	18.9	27.5	25.5	11.5	8.8

資料：徳島県保健・衛生統計年報

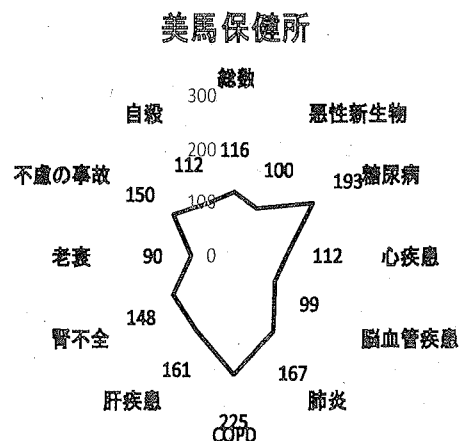
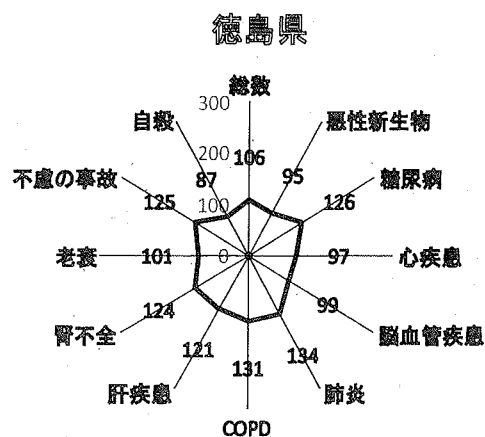
3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡が6割以上を占める。（平成7年1月1日、国際疾病分類の変更に伴い人口動態の死因分類も変更されたため、死因別死亡数に影響。）

(6) 主要疾患別標準化死亡比（SMR）

使用年数：H30年～R4年

美馬保健所管内では、老衰を除く疾患について、全国より高くなっています。

徳島県人口動態システム



※標準化死亡比（SMR）

その地域の年齢構成の違いを除いて、死亡率を全国と比較するための指標で、全国と同じであれば 100 となります。SMR が 100 を超えると全国平均より死亡数が多いと判断され、100 未満だと少ないことを意味します。今回の SMR に使用した死亡数は、平成 30 年～令和 4 年までの 5 年間の死亡数を元に計算しています。

3 医療施設等の状況

(1) 医療施設数

令和6年4月1日現在

1) 医療施設数											
市 町 名	病 院							一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所
	施設数	病 床 数						有 床		無 床	施設数
		精神	感染症	結核	療養	一 般	計	施設数	病床数	施設数	
美 馬 市	6 (2)	342	0	0	76	160	578	4 (1)	62 (18)	23	16
つるぎ町	2 (1)	0	0	0	33	120	153	0 (0)	0 (0)	4	4
計	8 (3)	342	0	0	109	280	731	4 (1)	62 (18)	27	20

*注 () については療養病床を再掲

*休止中の医療機関を除く

(2) 医療施設数の人口10万に対する率

令和4年10月1日現在

区分	施設	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
管内		23.4	99.5	58.5
徳島県		15.1	99.9	60.0
全国		6.5	84.2	54.2

資料：徳島県保健・衛生統計年報

III 地域保健医療計画の概要

Ⅲ 美馬保健所 地域保健医療計画の概要

●管内の特徴

当管内は、県中西部に位置し、美馬市とつるぎ町の1市1町で構成され、人口は令和5年7月1日現在33,532人、人口に占める65歳以上の割合は41.1%と高く高齢化が進んでいる。また、総面積は562.18km²で県全体の13.6%を占めている。その80.9%にあたる454.89km²が山間地域となっている。

当保健所では、住民や関係団体との顔の見える関係づくりをすすめることで「NPO法人美馬心の健康を考える会」「美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会」「美馬保健所管内集団給食施設協議会」「食生活改善推進協議会」「穴吹食品衛生協会」「動物由来感染症連絡会議」等への育成支援を推進している。

今後、さらなる少子高齢化、過疎化が予想される管内において、保健医療介護福祉の連携体制、住民の健康づくり、健康を支える環境づくり等を推進するために、住民・地域や関係機関団体等と一丸となり取り組む必要がある。

●管内の課題

1. 少子高齢化、過疎化、人口減少の中で地域保健医療福祉体制の確保を図る必要がある。
2. 糖尿病及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の死亡率低下に向けて、関係機関との連携をさらに強化し、生涯を通じた健康作りに取り組む必要がある。
3. 住民の健康に対する意識や関心が高まる一方、食・生活環境を維持するためのニーズも多様化している。必要な情報の発信や指導をタイムリーに実施するため、施設等への立ち入り指導の強化にあわせて市町等関係団体との協働体制の強化が必要である。
4. 「南海トラフ巨大地震」「中央構造線直下型地震」等の大規模災害、並びに鳥インフルエンザ等の発生予防対策を含めた健康危機管理体制の充実強化が必要である。

●重点事項

1. 地域保健医療福祉連携の推進強化
 - 保健・医療・福祉連携提供体制及び切れ目のない地域包括ケアシステムの構築を市町、関係機関・団体と連携のもと環境整備を図る。
2. 健康づくり体制の強化
 - 糖尿病の予防や重症化予防、野菜摂取量アップ体制及びCOPD体制等、関係機関・団体と連携のもと、住民が主体的に健康づくりに取り組みやすい環境整備を図る。
3. 精神保健福祉体制の推進
 - 自殺予防体制を含む精神保健福祉体制推進のため関係機関との連携を強化し支援体制の充実を図る。
4. 食品衛生体制の充実
 - 集団給食施設等への監視を実施し、監視指導には試験検査機能を活用した科学的根拠に基づいた指導を行い、食の安全性の確保に努める。また、食品の適正表示の徹底を指導する。
5. 動物由来感染症対策と動物愛護思想の普及
 - 動物愛護管理センターや市町等の関係機関と連携し、住民に、動物由来感染症に関する正しい知識と動物の特性に応じた飼育管理の啓発や愛護意識の醸成を図る。
6. 健康危機管理における体制整備
 - 災害医療関係、医療・薬務・保健衛生・介護福祉の災害時コーディネーター等と連携体制の構築を図る。
 - 鳥インフルエンザ等、感染症対策の体制整備の充実強化を図る。
7. 感染症対策の体制整備
 - 感染症の発生予防と結核患者の治療成功率の向上のために、医療・介護等に関わる職員の感染症予防対策の体制整備及び医療機関との連携体制を構築する。

●計画の実現に向けて（数値目標）

第1節 疾病に対応した医療提供体制

数値目標項目	直近値	目標値(R11年度)
1 がんの医療体制		
防煙教育・受動喫煙防止に関する講座	11回(R4)	累計50回
2 脳卒中の医療体制		
管内特定健康診査受診率(市町国保法定報告)	39.8%(R2)	増加
3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制		
管内特定健康診査受診率(市町国保法定報告)	39.8%(R2)	増加
4 糖尿病の医療体制		
美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会活動推進	継続	推進
5 精神疾患の医療体制		
精神保健福祉に関する会議の開催回数	3回(R4)	累計18回

第2節 課題に対応した医療提供体制の整備

数値目標項目	直近値	目標値(R11年度)
1 救急医療体制の整備		
管内救急医療電話相談事業(＃7119)相談件数	66件(R4)	増加
2 小児医療体制の整備		
管内小児救急電話相談事業(＃8000)相談件数	148件(R3)	増加
3 周産期医療体制の整備		
妊娠11週未満の届出率	91.4%(R3)	増加
4 災害医療体制の整備		
訓練等の実施回数	4回(R4)	累計24回
5 新興感染症発生・まん延時における医療体制の整備		
健康危機対処計画にかかる研修会の開催(年1回)	—	累計6回
6 へき地医療体制の整備		
管内へき地医療拠点病院数	1医療機関(R4)	維持
7 在宅医療体制の整備		
在宅医療介護連携研修会の開催回数	1回(R4)	累計6回

第3節 保健医療施策の推進

数値目標項目	直近値	目標値(R11年度)
1 健康づくり対策の強化		
運動教室等開催回数	年1回	累計6回
2 精神保健福祉対策の推進		
自殺予防サポーター研修会の開催回数	14回(R4)	累計80回
3 食品等の安全確保		
食品衛生知識の普及啓発活動	12回(R3)	維持
4 人と動物のより良い関係づくり		
動物由来感染症対策及び動物愛護研修・講習会	2回(R3)	維持
5 健康危機管理における体制整備		
健康危機管理研修会の開催回数	1回(R4)	累計6回
鳥インフルエンザに関する訓練回数	1回(R4)	累計6回
6 感染症対策の体制整備		
結核罹患率(人口10万対)	14.6(R4)	減少

IV 令和6年度重点事項

IV 令和6年度重点事項

1. 地域保健医療福祉連携の推進強化

○保健・医療・福祉連携提供体制及び切れ目のない地域包括ケアシステムの構築を市町及び関係機関・団体との連携のもと環境整備を図る。

2. 健康づくり対策の強化

○糖尿病の予防や重症化予防、野菜摂取量アップ対策及びCOPD対策等、関係機関・団体との連携のもと、住民が主体的に健康づくりに取り組みやすい環境整備を図る。

3. 精神保健福祉対策の推進

○自殺予防対策を含む精神保健福祉対策推進のため、関係機関との連携を強化し支援体制の充実を図る。

4. 食品衛生対策の充実

○集団給食施設等へ監視を実施し、監視指導には試験検査機能を活用した科学的根拠に基づいた指導を行い、食の安全性の確保に努める。また、原則全ての食品等事業者が取り組むHACCPに沿った衛生管理の実施と定着を支援する。

5. 動物由来感染症対策と動物愛護思想の普及

○動物愛護管理センターや市町等の関係機関と連携し、住民に、動物由来感染症に関する正しい知識と動物の特性に応じた飼育管理の啓発や愛護意識の醸成を図る。

6. 健康危機管理における体制整備

○災害医療関係機関及び医療・薬務・保健衛生・介護福祉の災害時コーディネーター等と連携体制の構築を図る。

○鳥インフルエンザ等、感染症対策の体制整備の充実強化を図る。

7. 感染症対策の体制整備

○感染症の発生予防と結核患者の治療成功率の向上のために、医療・介護等に関わる職員の感染予防対策の体制整備及び関係機関との連携体制を構築する。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び患者の重症化防止のため、相談体制等の充実強化を図る。

V 医療企画担当事業の概要

V 医療企画担当事業の概要

地域の医療行政の第一線機関として、救急医療、献血推進、衛生統計、医事関係、医療従事者免許、国民健康保険等の各事業について所掌しています。

また、企画調整に関する業務として、所内・市町間、関係機関等の連絡調整を図り、在宅医療・介護コーディネート事業や健康危機管理地域連携事業、災害時コーディネーター体制整備事業等を企画・調整・実施することにより、住民の自主的な健康づくり活動の支援及び地域保健の推進に努めています。

1 地域保健医療対策推進事業

地域保健医療福祉協議会を開催し、地域における保健医療福祉の一層の連携を図り、それらに関する施策の総合的な推進に係る事項を協議し、関係機関・地域住民の意見を十分に反映した保健所業務の運営に努めています。

会 議 名	開催日	出席数	協 議 事 項
美馬保健所地域保健医療福祉協議会	R6. 2. 29	12名	(1)次期美馬保健所地域保健医療計画について (2)美馬保健所健康危機対処計画について (3)動物の適切な飼い方について

2 休日夜間急患診療確保対策事業

休日夜間における急患及び交通事故等による重篤患者に対する診療体制の整備を図るため、管内の関係機関（医療機関・市町・消防組合・警察署）と連携を図り、美馬市医師会作成の「美馬地区夜間及び日曜・祝祭日等救急医療当番医一覧表」により連絡調整に努めています。

3 救急医療対策連絡協議会等の事業

救急医療対策連絡協議会を開催し、地域における問題点を協議し、関係機関等の理解を得るとともに、地域住民に対して応急手当に関する知識の普及・啓発に努めています。

会議名	開催日	出席数	内 容	開催場所
救急医療対策連絡協議会	R6. 1. 29	19名	(1)救急医療の現状と各関係機関の活動状況について (2)小児救急医療体制について (3)関係機関からの提出議題 ・徳島救急医療電話相談事業について ・徳島県保健医療計画の第8次改定について ・徳島県救急搬送支援システムについて	美馬保健所
救急法等講習会	R5. 11. 28	13名	心肺蘇生法、AEDの実習	こども発達支援事業所イノセント
	R5. 11. 28	27名	心肺蘇生法、AEDの実習	西部テクノスクール

4 献血推進事業

県内における医療用血液の需要量の増加に対処するため、各市町・高校・事業所等の協力を得て、組織的かつ計画的な献血の推進に努めています。

年度別献血状況

単位：人

項目	200mL	400mL	成分	合計
R3年度	0	677	0	677
R4年度	0	690	0	690
R5年度	0	620	0	620

※移動採血車による全血献血は、全国一斉に400mL献血の推進をしています。

5 衛生統計事業

人口動態調査及びその他衛生統計調査を基にして、厚生行政の基礎資料としています。

	調査名	調査客体数	調査時期	備考
定期報告	人口動態統計調査	1,078件	毎月	出生150件、婚姻83件、離婚53件、死亡786件、死産6件
	病院報告	管内9施設	毎月	療養病床を有する診療所1ヵ所
	地域保健・健康増進事業報告	保健所及び1市1町	毎年	
	衛生行政報告例	2表	毎年	
定期外報告	医療施設静態調査	管内全医療機関	3年毎	
	患者調査	管内17施設	3年毎	

6 医事関係事業

病院及び診療所が医療法等の関係法令に定められている構造設備及び人員を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査するとともに、病院の実情に即した指導と助言を行い、住民に対する医療の向上と医療機関の健全な運営を図っています。

(1) 医療機関立入検査の状況

令和5年度

区分	対象数	実施数	検査内容			
			指摘なし	不適合指摘	改善勧告	その他
病院	8	8	8	0	0	
診療所	有床 4	0	0	0	0	
	無床 21	21	21	0	0	
歯科診療所	20	0	0	0	0	
計	53	29	29	0	0	

※実施数は医療政策課単独実施分は含まない。

(2) 許認可事務処理状況

令和5年度

許認可事項	受理件数	処理件数		未処理件数
		可	不可	
診療所開設許可	1	1	0	0
診療所開設許可事項変更許可	0	0	0	0
診療所構造設備検査	0	0	0	0
診療所兼任管理許可	1	1	0	0
病院開設許可	0	0	0	0
病院開設許可事項変更許可	1	1	0	0
病院構造設備使用許可	0	0	0	0
病院兼任管理許可	0	0	0	0
計	3	3	0	0

7 免許関係事務

医療法に基づく医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の免許申請の受付事務を行っています。

令和5年度

免許種別	交付申請	書換交付	再交付	抹消	計
医師	0	0	0	0	0
歯科医師	1	0	0	0	1
診療放射線技師	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	2	0	0	2
衛生検査技師	0	0	0	0	0
理学療法士	2	1	1	0	4
作業療法士	0	1	0	0	1
視能訓練士	0	0	0	0	0
薬剤師	4	1	0	0	5
保健師	3	0	0	0	3
助産師	1	0	0	0	1
看護師	12	8	0	0	20
計	23	13	1	0	37

8 医療保険関係

西部総合県民局管内の2市2町が行う、国民健康保険及び後期高齢者医療に関して、国費・県費の各種負担金等の市町からの申請の取りまとめ、交付決定及び支払い等の事務を行います。

また、国等からの調査について、市町への照会等も行います。

(1) 保健所支出の県負担金の状況

支出額(円)	交付先	目 的
296, 523, 874	美馬市他3市町	【国民健康保険保険基盤安定負担金】 国民健康保険は低所得者の加入割合が高いため、低所得者に対する保険税軽減相当額等を公費で補填することにより、他の被保険者の保険料負担を緩和する。
426, 646	美馬市他3市町	【国民健康保険未就学児均等割保険料負担金】 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児である被保険者が属する世帯の保険料負担金を緩和する。
13, 234	美馬市他2市町	【国民健康保険産前産後保険料負担金】 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産（予定）である被保険者が属する世帯の保険料負担金を緩和する。

9 学生実習等人材育成事業

(1) 学生実習

徳島県保健所実習生実習要領に基づき、栄養学科・保健学科等の学生を受け入れ、実習を行っています。

学 科	大 学 名	実習期間（日数）	実人数	延人数
管理栄養士	徳島大学医学部医科栄養学科	R5. 5. 29～R5. 6. 2（5日間）	14	185
	徳島文理大学人間生活学部		10	
	食物栄養学科			
	四国大学生生活科学部		13	
	管理栄養士養成課程			
保健師	徳島大学医学部保健学科看護学専攻	R5. 5. 23 5. 25 5. 26（3日間）	2	6
	四国大学看護学科	R5. 6. 6～R5. 6. 9（4日間）	4	16
	徳島文理大学看護学科	R5. 8. 28～R5. 8. 31（4日間）	5	20

(2) 地域保健従事者実践能力強化事業

徳島県は、保健師の人材育成についての指針、人材育成ガイドラインの作成及び現任教育のあり方を検討しています。当所は、所内及び西部圏域内で、管内市町と共に人材育成に関する検討、研修会等を実施しています。

内 容	実参加者	延参加数
新任期地域保健従事者合同研修会（県主催） ①R5. 10. 10 ②R5. 11. 7 ③R6. 2. 27	①5名 ②8名 ③5名	18名
※②は保健所ごとに実施		
徳島県管理期保健師研修会（県主催） 実施日 R6. 1. 12	2名	

地域保健従事者人材育成研修会 実施日 R5.9.4 講 師 徳島大学大学院医歯薬学研究部 地域看護学分野 多田 美由貴 助教 テーマ 「学会での研究発表について」 内 容 講義及び助言指導	13名	13名
西部圏域中堅期保健師研修会 実施日 R5.11.1 テーマ 「中堅期保健師としての役割について」 助言者 西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所）次長 内 容 情報提供及び交流会	8名	8名
所内新任期保健師等研修会 ①R5. 7. 28 研修及び訓練「災害時の初動体制について」 ②R5. 8. 4 事例検討「精神障がい者の支援について」 ③R5. 8. 22 研修及び訓練「災害時の避難所運営について」 ④R5. 9. 4 講義及び助言指導「学会での研究発表について」 ⑤R5.11. 7 事例検討「精神障がい者の支援について」 事業企画書発表 ⑥R5.12.15 事例検討「災害時要配慮者への対応について」 ⑦R6. 1.15 所内発表「四国公衆衛生学会に向けて」 ⑧R6. 2. 8 今年度の振り返り ⑨R6. 3. 4 保健師活動について学ぶ～先輩保健師からメッセージ～	9名 6名 9名 11名 8名 9名 14名 8名 12名	86名
四国公衆衛生学会研究発表会 R6. 2. 6 特別講演及び研究発表	発表者6名 参加者7名	13名

(3) 管内保健師連絡会の開催・参加

開催日・場所	テーマ・内 容	参加人員
年月日 R5.7.28 場所 美馬市保健センター	○支部連絡等について ○西部災害時保健活動研修会・訓練① 説明「災害時支援の基本について」 「経時的記録の書き方について」 講師：美馬保健所 健康増進担当課長 美馬保健所 医療企画担当主任主事 演習・机上訓練「初動における組織体制」	24名
年月日 R5.8.22 場所 美馬市保健センター	○西部災害時保健活動研修会・訓練② 講義「避難所における保健衛生活動」 講師：美馬保健所次長 演習「避難所における健康課題・支援対策」 「女性、妊産婦、子育て環境に配慮した避難所環境」	21名

10 健康危機管理地域連携事業

保健所は、地域における健康危機管理対策の中核としての役割を担うべく、平常時の対策の強化と、健康危機発生時の迅速な対応が求められています。そこで消防・警察・市町・医療関係者等を含めた、合同の研修会や検討会をとおして、健康危機管理体制の整備を行っています。

(1) 「美馬保健所健康危機管理マニュアル」の整備改訂

健康危機管理に関することをとおさめ、保健所職員全員が健康危機管理対策への理解を深め、休日等の時間外対応についても初動対応ができる為の体制整備を行っています。

(2) 「美馬保健所健康危機対処計画」の活用

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、今後の感染症危機に備えるため、美馬保健所健康危機対処計画を令和6年3月に策定し、保健所職員等の人材育成や関係機関の連携強化を図り、平時からの計画的な体制整備に努めています。

(3) 研修会の開催

① 健康危機管理研修会の開催

消防・警察・医療機関・市町・県関係等の関係機関を対象とし、健康危機管理についての意識啓発を図り、連携を強化することを目的とします。

開催日・場所	テーマ・内 容	参加人数
年月日 R5.10.11 場所 西部総合県民局 美馬庁舎	〈鳥インフルエンザ防疫対策に係る調整会議〉 ○内容 (1) マニュアル改正 (R4.12.23) に伴う現地対策本部 の対応について (2) 意見交換	8名

開催日・場所	テーマ・内 容	参加人数
年月日 R5.6.21 場所 西部総合県民局 美馬庁舎 (ハイブリッド方式)	1 健康危機管理研修会 ○内容 (1) 講演「感染症対策について」 講師：県立三好病院感染管理認定看護師 吉川 みどり 氏 (2) 実技 個人防護具 (PPE) 着脱訓練 (3) 情報提供「熱中症予防について」 株式会社大塚製薬工場	42名

(4) 所内及び所外の研修会の開催

年月日	テーマ・内 容	参加人数
R5. 6. 19	健康危機管理マニュアル（アクションカード）説明会 及び初動時対応訓練 ①午前10時から午前11時 ②午後1時30分から午後2時30分 対象：所内職員	32名
R5. 10. 16	所内災害対策物品使用確認訓練 午前9時から午前11時30分 対象：所内職員	23名
R5. 11. 6	所内鳥インフルエンザ研修 鳥インフルエンザ概要、健康調査説明等 午前10時から午前10時40分 対象：所内職員	22名

(5) 研修会・会議・訓練等への参加及び技術的支援

年月日	テーマ・内 容	主 催
R5. 4. 17	災害ケースマネジメント概要説明会	西部総合県民局 地域創生観光部（美馬）
R5. 6. 7	要配慮者利用施設の防災対策に係る庁内担当者会議	とくしまゼロ作戦課
R5. 6. 29	家畜伝染病防疫対策説明会	西部総合県民局 農林水産部（美馬）
R5. 7. 15	四国ブロックDMAT実動訓練	医療政策課広域医療室
R5. 10. 17	鳥インフルエンザ動員者集合施設運営訓練	西部総合県民局 農林水産部（美馬）
R5. 11. 7	つるぎ町防災会議	つるぎ町
R6. 1. 25	令和6年能登半島地震に係る被災地支援活動報告会	健康づくり課
R6. 2. 2	令和6年能登半島地震派遣職員報告会	西部総合県民局 地域創生観光部（美馬）
R6. 3. 18	令和5年度能登半島地震被災地派遣合同研修会	徳島県保健福祉部 健康づくり課 香川県健康福祉部 健康福祉総務課
R6. 3. 21	美馬市防災会議	美馬市
R6. 3. 21	市町村担当者連絡推進会議	保健福祉政策課

11 災害時コーディネーター体制整備事業

徳島県では、東日本大震災の支援経験を踏まえて、災害時に医師等の専門職や資材等を適正かつ迅速に配置するために、「医療」「薬務」「保健衛生」「介護福祉」分野の「災害時コーディネーター」を配置しました。

管内では、平成24年度から関係機関との連携体制の構築に向けて事業を開始しています。

(1) 訓練・研修会等の開催

開催日・場所	テーマ・内 容	参加人員
年月日 R5. 7. 28 場所 美馬市保健センター	西部災害時保健活動研修会・訓練① 説明「災害時支援の基本について」 「経時的記録の書き方について」 講師：美馬保健所 健康増進担当課長 美馬保健所 医療企画担当主任主事 演習・机上訓練「初動における組織体制」	24名
年月日 R5. 8. 22 場所 美馬市保健センター	西部災害時保健活動研修会・訓練② 講義「避難所における保健衛生活動」 講師：美馬保健所次長 演習「避難所における健康課題・支援対策」 「女性、妊産婦、子育て環境に配慮した避難所環境」	21名
年月日 R5. 12. 15 場所 美馬保健所	所内新任期保健師等研修会 事例紹介・ディスカッション 「災害時要配慮者への対応について」 アドバイザー：西部総合県民局地域創生観光部（美馬） 堤 秀一 企画幹	10名
年月日 R6. 3. 11 場所 美馬保健所	令和6年能登半島地震被災地支援活動報告会 (1)被災地支援活動報告 輪島市避難所支援・家庭訪問 保健師チーム第2班 美馬保健所医療企画担当保健師 保健師チーム第7班 美馬保健所健康増進担当保健師 保健師チーム第10班 つるぎ町保健センター保健師 (2)意見交換	20名

(2) 調整会議（検討会）の開催

開催日	テーマ・内容	場所	参加人数
R5. 6. 30	西部災害時保健活動研修会・訓練打合せ	美馬保健所	4名
R5. 7. 12	災害時コーディネーター体制整備事業に係る協議	美馬保健所	6名

(3) 衛星携帯電話通信及び防災無線訓練の開催

開催日	参加人数	日 時	参加人数
R5. 4. 10	3	R5. 10. 10	2
R5. 5. 8	3	R5. 11. 13	4
R5. 6. 12	7	R5. 12. 11	4
R5. 7. 10	3	R6. 1. 9	2
R5. 8. 7	5	R6. 2. 13	4
R5. 9. 11	4	R6. 3. 11	4

12 在宅医療・介護コーディネート事業

徳島県では、患者が住み慣れた地域で包括的かつ継続的に、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

西部圏域においても、在宅医療連携体制の構築に向け、多職種連携の推進や人材育成事業を実施しています。

また、病院から在宅への移行が円滑にできるよう、介護保険の適用が考えられる患者の情報について、病院とケアマネが連携するための、「徳島県退院支援（医療と介護の連携）の手引き」を作成、平成28年3月より運用を開始するとともに実施状況を把握するためにアンケート調査を行っています。

(1) 研修会

【三好保健所と合同開催】

開催日・場所	事業内容	参加人数
年月日 R5. 7. 13 場所 三好・美馬 保健所 (ハイブリッド開催)	在宅医療・介護連携推進事業研修会 「継続したリハビリ支援～生活リハを中心に～」 1. シンポジウム (1)入院リハビリについて～急性期病院の取組みと課題～ 県立三好病院 理学療法士 秋野 琢斗 氏 (2)チーム医療で切れ目のないサポートを ～患者さま・家族さまに寄り添った退院支援を目指して～ 三野田中病院 作業療法士 安友 正幸 氏 (3)在宅における訪問リハビリの役割 老人保健施設健祥会シェーンブルン 作業療法士 森藤 拓也 氏 (4)介護保険における住宅改修及び福祉用具について みよし広域連合 介護保険センター 西内 俊貴 氏 2. 意見交換 3. 質疑応答	64名

(2) 研修会・会議等

年月日	テーマ・内 容	場 所
R5. 9. 19	第1回西部圏域市町連絡会議	ハイブリッド
R6. 2. 21	第2回西部圏域市町連絡会議	会場：三好・美馬保健所
R5. 7. 24	第1回在宅医療・介護関係者研修会	美馬市穴吹農村環境
12. 4	第2回在宅医療・介護関係者研修会	改善センター
R5. 11. 16	歯科保健関係者等研修会	ハイブリッド
		会場：西部総合県民局 美馬庁舎
R6. 2. 20	美馬市・つるぎ町多職種連携研修会	ハイブリッド
		会場：美馬市役所 つるぎ町役場
R6. 3. 13	在宅医療・介護コーディネート事業に係る情報交換会	オンライン

(3) 医療と介護との連携に関するアンケート調査について

年月日	テーマ・内 容	退院支援実施率
R5. 6月	中止	—
R5. 12月	管内調査対象事業所数 17事業所	67.4%

(4) 在宅医療・介護連携推進事業 多職種連携会議・打合せ

年月日	テーマ・内 容	開 催 場 所
R5. 5. 12	美馬市・つるぎ町との協議	美馬市役所
R5. 12. 8		
R6. 1. 24	美馬市・つるぎ町多職種連携研修会打合せ	美馬保健所

13 循環器病特別対策事業

令和元年12月に施行された循環器病対策基本法に基づき、徳島県では、令和3年10月に「徳島県循環器病対策推進計画」を策定、令和6年4月からは「徳島県循環器病対策推進計画第2期」を策定しました。

脳卒中对策について、西部圏域で、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域の具体的な医療福祉連携提供体制の構築を図り、適切な医療・福祉サービスが切れ目なく提供される体制づくりの強化及び住民への周知を図っています。

(1) 研修会

【三好保健所と合同開催】

開催日・場所	事 業 内 容	参加人数
年月日 R6. 2. 1 場所 三好・美馬 保健所 (ハイブリッド開催)	循環器病対策研修会 (1) 徳島県で作成された心疾患地域連携パスとは 徳島大学病院 卒後臨床研修センター 特任助教 門田 宗之 氏 (2) 西部急性期病院における循環器病患者の診療について 県立三好病院 医師 蔭山 徳人 氏 (3) 「心疾患患者の在宅療養に向けての連携」 県立三好病院 ソーシャルワーカー 米倉 和宏 氏 (4) 質疑応答	48名

(2) 地域医療支援リーダー養成講習会

開催日・場所	テーマ・内 容	参加人数
年月日 R6.3.12 場所：三好保健所	(1) 永続する徳島県立三好病院を目指して (2) 住民による地域医療支援活動 (3) 消防から見た救急医療の現状と課題 (4) 三好市医師会准看護学院の紹介	31名

14 健康ライフサポート事業

住民の自主的な健康づくり活動を支援するため、管内の団体及びグループ等に対して保健所の知識・技術を活かした講座を実施し、健康に関する図書やホームページ等を活用して住民への情報提供等を行っています。

	計	感染症	結核	エイズ	精神	難病	母子	成人 老人	栄養・ 健康 増進	歯科	医事 薬事	食品	環境	その他
依頼回数（計）	22	1	0	0	0	0	0	0	4	4	7	2	0	4
実施回数（計）	22	1	0	0	0	0	0	0	4	4	7	2	0	4
受講者数（計）	562	20	0	0	0	0	0	0	95	72	245	50	0	80
従事者数（計）	33	1	0	0	0	0	0	0	4	4	14	2	0	8

	計	一 般 住 民 等			学 校 等				その他関 係者
		各種団体	グループ	その他	小学校	中学校	高校	保育所幼 稚園	
依頼数（講座計）	22	9	4	2	7	0	0	0	0
実施数（講座計）	22	9	4	2	7	0	0	0	0

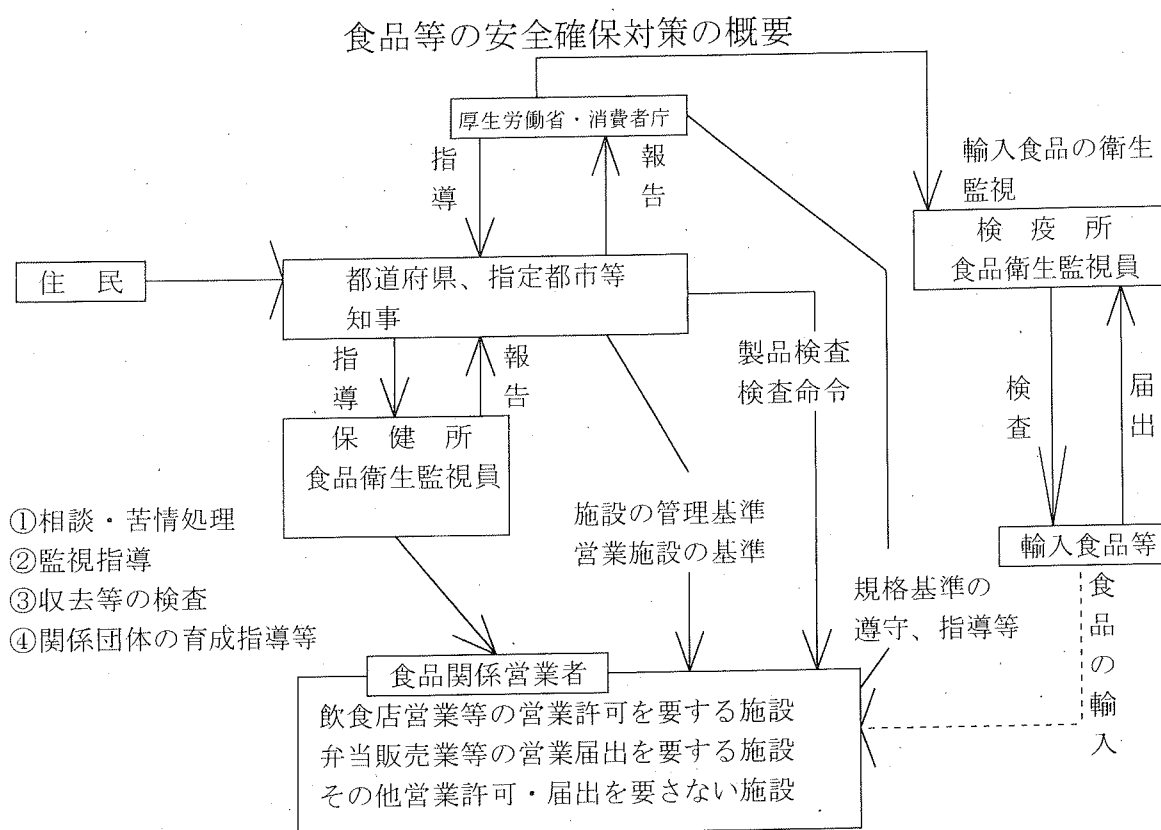
	計	獣医師	薬剤師	保健師	栄養士	歯科衛生士	その他
従事者内訳（講座計）	33	0	9	16	2	4	2

VI 生活衛生担当事業の概要

VI 生活衛生担当事業の概要

1 食品衛生管理指導事業

近年の食品製造技術の高度化や輸入食品の増加、流通の広域化等、食生活を取りまく環境が著しく変化するなか、食中毒事故の続発、残留農薬や放射性物質の汚染等の問題から、食の安全・安心に対する消費者の不安や不信は増大しています。このような状況を踏まえ、食中毒など飲食に起因する衛生上の危害防止のために、改正食品衛生法にて制度化された事業者の製造・販売段階でのHACCPに沿った衛生管理の取組への支援や営業施設に対する許可・届出事務及び消費者に対する食品衛生に関する知識の普及啓発を行うことにより、食の安全の確保に努めています。また、旅館業法に基づき宿泊施設の監視業務も行っています。



(1) 食品衛生監視業務状況

食品衛生法に基づき、飲食店営業などの調理業、菓子製造業をはじめとする製造業、食肉販売業などの食品の販売業の営業許可・届出業務を行い、食品関係営業施設に立入り、HACCPに沿った衛生管理、表示等について監視指導を行っています。

また、徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店や集団給食施設等への重点的な監視指導及び衛生教育も実施しています。

施設指導状況の内容については、施設の衛生管理や食品の取扱いが不適切であったもののほか、有症苦情（食中毒疑い事例）や異物混入等です。

① 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の監視指導状況

業 種	監 視 対象数	監 視 延件数	指 導 状 況			行 政 処 分 状 況			
			指導票	始末書	説諭	営業禁停止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
飲食店営業	184	164	1		1				
菓子製造業	43	20							
魚介類販売業	10	6							
食品の冷凍又は冷蔵業	2	34							
缶詰又は瓶詰食品製造業	3	1							
喫茶店営業	8	7							
あん類製造業	1	0							
アイスクリーム類製造業	5	9							
食肉処理業	2	24							
食肉販売業	5	25			1				
食肉製品製造業	1	17							
みそ製造業	3	1							
清涼飲料水製造業	2	0							
ソース類製造業	1	1							
酒類製造業	1	1							
豆腐製造業	4	2							
めん類製造業	23	16							
そうざい製造業	6	29							
計	304	357	1	0	2	0	0	0	0

①-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の監視指導状況

業 種	監 視 対象数	監 視 延件数	指 導 状 況			行 政 処 分 状 況			
			指導票	始末書	説諭	営業禁停止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
飲食店営業	273	94			5				
調理の機能を有する 自動販売機	1	0							
食肉販売業	8	7							
魚介類販売業	11	14							
食肉処理業	5	15							
菓子製造業	45	12	1						
アイスクリーム類製造業	4	4							
清涼飲料水製造業	2	0							
食肉製品製造業	0	0							
食用油脂製造業	1	0							
みそ又はしょうゆ製造業	4	0							
酒類製造業	2	0							
豆腐製造業	6	7							
麺類製造業	15	1							
そうざい製造業	14	4		1	1				
冷凍食品製造業	2	3							
漬物製造業	8	3			1				
密封包装食品製造業	15	2							
計	416	166	1	1	7	0	0	0	0

② 届出を要する営業施設の監視指導状況

業 種	監視対象数	監視延件数	指 導 状 況			行 政 処 分 状 況			
			指導票	始末書	説諭	営業禁停止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
旧許可 業種で あった 営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	27	10						
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	48	45						
	乳類販売業	69	35						
	氷雪販売業	1	0						
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	50	2						
販売業	弁当販売業	2	25		1				
	野菜果物販売業	10	39						
	米穀類販売業	8	19						
	通信販売・訪問販売による販売業	0	0						
	コンビニエンスストア	9	3						
	百貨店、総合スーパー	9	18						
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)	4	2						
	その他の食料・飲料販売業	41	44						
製 造・ 加工業	添加物・製造加工業	1	2						
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0						
	コーヒー製造・加工業	1	0						
	農産保存食料品製造・加工業	12	0						
	調味料製造・加工業	10	0						
	糖類製造・加工業	0	0						
	製穀・製粉業	10	4						
	製茶業	7	1						
	海藻製造・加工業	2	1						
	卵選別包装業	1	0						
	その他の食料品製造・加工業	45	8		1				
上記以外 のもの	行 商	0	0						
	集団給食施設	33	18						
	器具、容器包装の製造・加工業	1	0						
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	0	2						
	その他	0	0						
計		401	278	0	0	2	0	0	0

③ 旅館業監視指導状況

営業の種別	監視対象数	監視延件数	行政処分状況			指導状況		その他
			許可取消	営業停止	措置命令	始末書	説諭	
旅館・ホテル営業	23	5						
簡易宿所営業	35	2						
下宿営業	0	0						
計	58	7	0	0	0	0	0	0

(2) 食品関係収去検査及び現場検査状況

施設の拭き取り検査及び収去検査（食品等の無償提供を受け）を実施し、科学的根拠に基づいた指導を行えるように努めています。また、昨年度に続き ATP 拭き取り検査を実施し、現場での衛生指導も行っています。

① 食品等の収去検査状況

検査不適の内容としては、細菌検査では、県が定めている衛生指導基準への不適合によるもので、一般生菌数の基準超過と大腸菌群の検出によるものが大半です。

収去食品の名称	化学検査		微生物検査	
	検査件数	不適件数	検査件数	不適件数
魚介類			76	
凍結直前加熱加熱後摂取冷凍食品				
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品				
魚介類加工品			108	2
肉・卵類及びその加工品			288	1
乳製品				
乳類加工品			8	
アイスクリーム類・氷菓			2	
穀類及びその加工品			302	
野菜類・果物及びその加工品	51		1,022	5
菓子類			10	
清涼飲料水				
その他の添加物				
密封包装食品				
その他の食品			606	5
計	51	0	2,422	13

② 器具容器包装等の現場検査状況

細菌検査は、県が定めている指導基準への不適合によるもので、その内容は、一般生菌数と大腸菌群の基準超過および黄色ブドウ球菌等の検出によるものです。

器具等の名称	化学検査		微生物検査	
	検査件数	不適件数	検査件数	不適件数
まな板			16	
包丁			760	81
食器類			24	
調理台			937	141
冷蔵庫			190	4
食器棚			27	
調理人の手指			64	11
蛇口			913	168
食品※			24	
その他			699	20
A T P 拭き取り検査	130			
計	130		3,654	425

※食品の現場検査には、ジビエ肉の拭き取り検査を含む。

(3) 講習会実施状況

営業関係者及び一般の消費者に対し衛生教育・講習会を実施し、食品衛生知識の向上を図っています。

対象	開催回数	参加人数
食品関係営業者	10	232
一般消費者等	4	93

2 薬事・毒劇物関係事業

医薬品等の適正な提供・販売体制の確保により、医薬品等による事故を未然に防止し、また、毒物・劇物による危害防止を図るため、取扱い及び保管管理等について監視指導を行っています。

(1) 薬事監視指導事業

① 薬事監視状況

薬局・医薬品等販売業者への立入検査を実施し、適正な提供・販売体制の確保、健康食品等の不適正な広告の除去に努めるとともに、医薬品等の適正な取扱いと保管管理等の指導を行っています。違反の内容は、掲示、陳列等に関するものでした。

業 種	監視対象数	監視件数	違反件数	違反に対する処理			備 考
				説 諭	収 去	その他	
薬 局	17	7	1	1			
店舗販売業	17	9	4	4			
高度管理医療機器等販売賃貸業	20	2	1			1	
管理医療機器販売・賃貸業	138						
計	192	18	6	5	0	1	

(2) 薬事生産指導事業

薬局、医薬品等販売業者（卸売、配置販売業等を除く）等の新規、更新申請時には、医薬品等の適正な保管管理、取扱い、記録等の指導を行っています。

業 態 別	対 象	新 規	更 新	変 更	書換・再交付 その他・事務 処 理 件 数	指導件数
薬 局	17		4	45		1
店舗販売業	17	3	2	28	4	4
高度管理医療機器等販売賃貸業	20	1	6	11	5	1
管理医療機器販売・賃貸業	138	41		6	41	
毒物劇物販売業	21		4	7	2	5
計	213	45	16	97	52	11

(3) 毒物・劇物関係監視指導事業

毒物・劇物による危害防止を図るため、販売店に立ち入り、取扱い及び保管管理について監視指導を行っています。

① 監視指導状況

薬局、農業協同組合等の毒物・劇物販売業者に立入調査を実施しています。
譲受書の記載、保管管理の徹底等を指導しました。

業 種	監 視 対 象 数	監視件数	違反件数	違反に対する処理			備 考
				説 論	収 去	その他	
毒物・劇物販売業者	21	6	5	4	0	1	

(4) 緊急予防薬品の配置状況（乾燥まむしウマ抗毒素）

予防薬品は、管内6箇所に配置しています。

名 称	所 在 地	電 話
西部総合県民局美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連 23	0883-52-1017
ホ ウ エ ツ 病 院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130-3	0883-52-1095
こ う ざ い 薬 局	美馬市脇町字拝原 1413-7	0883-52-1593
美馬市 国民健康保険 木屋平診療所	美馬市木屋平字川井 295	0883-68-2541
つ る ぎ 町 立 半 田 病 院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 232-5	0883-64-3145
田 村 医 院	美馬郡つるぎ町貞光字宮下 12-4	0883-62-5166

3 薬物乱用防止対策事業

麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による保健衛生上の危害発生防止を図ることを目的とし、地域に根ざした啓発活動を通して薬物乱用の恐ろしさの啓発・普及を図り、薬物乱用のない明るい社会環境作りに努めています。

また、薬物乱用防止指導員等のボランティアグループの協力のもとに、薬物乱用者の根絶を図るため、啓発活動を実施しています。

(1) 講習会の開催

薬物乱用防止指導員を対象に講習会を実施しました。

実施回数	受講者数	内 容
1	24	薬物事犯の状況等について

(2) 啓発活動状況

リーフレット、ティッシュペーパー、うちわ等の啓発資材を配布して、住民に薬物の恐ろしさの普及啓発を行っています。

さらに、出前講座、啓発ビデオ、市町広報誌等の活用により、住民の薬物乱用防止の意識の向上を図っています。

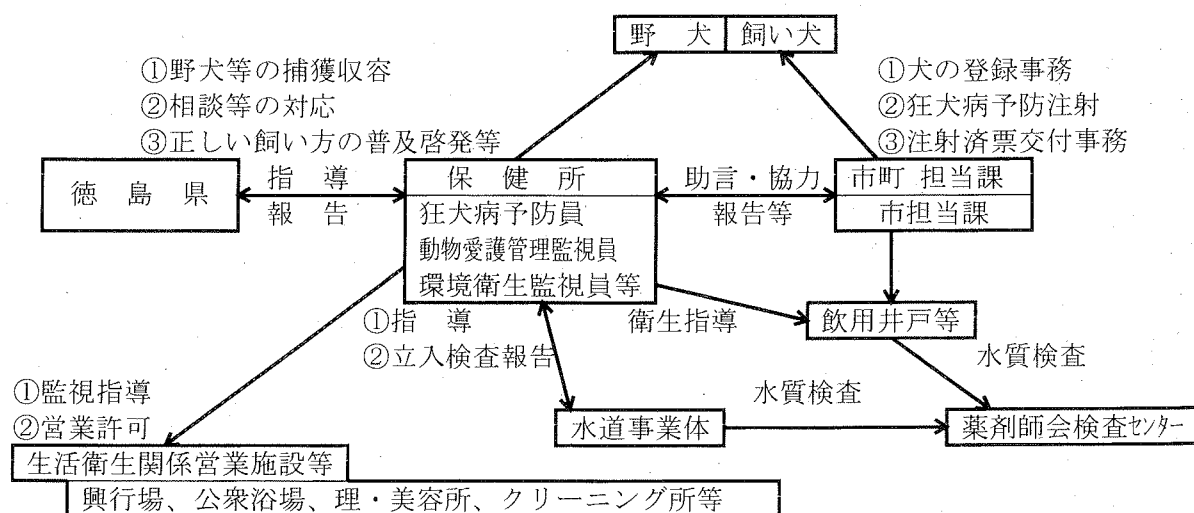
また、薬物乱用防止の標語を記載した看板を保健所前に設置し、啓発に努めています。

回 数	啓 発 人 員
38	2,337 人

4 生活衛生関係指導事業

多数の人が利用し、日常生活に密接に結びついているクリーニング所、理容所、美容所、公衆浴場などの生活衛生関係営業施設について、生活衛生関係営業施設の監視指導計画により、それぞれの法律に基づく監視指導のほか、飲料水の水質衛生の確保と維持のため、水道施設等の立入指導を行うなど、快適な生活環境の確保に努めています。

環境衛生指導事業及び動物愛護管理事業の概要



(1) 生活衛生営業施設数及び監視指導の状況

業 種	新規件数	廃止件数	監視対象数	監視指導件数
理 容 所	0	3	61	11
美 容 所	4	6	116	16
クリーニング所	一 般		4	
	取 次 所		12	
	計	0	16	0
興 行 場	映 画 館		1	
	そ の 他	1	1	
	計	0	2	0
公 衆 浴 場	普 通 浴 場			
	そ の 他	1	13	10
	計	1	13	10
特 定 建 築 物	店 舗		4	
	そ の 他		3	
	計	0	7	0
火 葬 場	0	0	2	0
納 骨 堂	0	0	3	0
合 計	5	11	220	37

(2) 水道関係施設数及び水道普及率

※令和5年3月31日現在

	水道事業数			給水人口	普及率(%)	簡易専用水道	小規模受水槽水道
	上水道	簡易水道	専用水道				
美馬市	1	1	3	26,171	99.4	45	83
つるぎ町	1			6,890	96.6	9	23
計	2	1	3	33,061	98.8	54	106

注1) 受水槽の有効容量 10t を超えるものが簡易専用水道、10 t 未満は小規模受水槽水道である。

5 動物由来感染症等対策事業

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、狂犬病をはじめとする動物由来感染症対策やペット動物の適正な飼育管理指導を行っています。

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

市町名	新規登録数	原簿記載数	注射頭数
美馬市	102	2,272	1,141
つるぎ町	30	532	364
計	132	2,804	1,505

(2) 放浪犬等の状況

放浪犬 収容頭数	引取頭数		負傷動物収容頭数			返 還	
	犬	猫	犬	猫	その他	犬	猫
29	9	0	1	2	0	12	0

(3) 犬による被害及び苦情件数

咬傷 件数	野 犬 が 多 い	放 し 飼 い が 多 い	家 畜 の 被 害	農 作 物 の 被 害	糞 に よ る 被 害	鳴 き 声 に よ る 被 害	ゴ ミ ・ 花 壇 の 被 害	追 い か け る	そ の 他	計
4	52	20	0	2	0	3	0	0	67	148

(4) 動物の適正管理等に係る相談及び動物愛護法及び条例に基づく指導状況

	処 理 件 数	指 導 件 数	立 入 件 数	勸告 (法)	措置命令 (法)	条例に基づく措置命令				告 発 件 数
						係 留	口 輪	検 診	その他	
犬	148	37	71	0	1	1	0	0	0	0
猫	130	48	48	0	0	0	0	0	0	0

注1)「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条第1項(勸告)・同条第2項(措置命令)

注2)「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」第17条第2項(措置命令)

(5) 咬傷事故の状況

区 分		発 生 件 数	発 生 状 況					発 生 場 所		
			犬舎等に 係 留 中	係留して 運 動 中	放 し 飼 い	野 犬 (放浪犬)	その他	犬舎等 の周辺	公共の 場 所	その他
飼い犬	登 録	4		1			3		4	
	未登録									
飼い主不明										
野 犬										
計		4		1			3		4	

(6) 動物取扱業の登録及び指導状況等

登録件数		廃業件数	苦情件数	立入検査	勸告件数	措置命令	罰則適応	登録抹消
新 規	更 新							
0	3	0	1	5	0	0	0	0

(7) 特定動物の飼養・保管許可及び指導状況等

該当無し

(8) 事業等の実施状況

	実 施 内 容
災害時ペット対策事業	ペット同行避難訓練の実施や発災時の準備や対応について情報発信を行っています。
動物由来感染症調査事業	管内の動物由来感染症の浸潤状況を把握するため、動物病院からの情報共有や美馬保健所のモニタリング検査検体のサンプリングを進めています。
動物愛護管理啓発活動	動物愛護推進員と協力し、動物の適正管理や飼養管理の啓発活動を推進している。

6 乳肉衛生管理指導事業

食品衛生法に基づいた乳肉食品関係施設の立入り調査、監視指導等を実施し、関係業者に対して衛生思想の普及に努め、乳肉・魚介類食品等の衛生確保を図っています。

(1) 化製場等に関する法律関係業務

畜 舎 き ん 舎： 0 施設

化製場等(製造施設)： 0 施設

(2) 食肉等輸出施設の状況

輸出先	選定(登録)施設の名称	固有記号(登録番号)	獣畜種類
香港	貞光食糧工業株式会社 食品工場	TOKU - I	食鳥肉
	まるほ食品株式会社 徳島工場	TOKU - G	食鳥肉
ベトナム	まるほ食品株式会社 徳島工場	TK - 1	食鳥肉
	貞光食糧工業株式会社 食品工場	TOKU - I	食鳥肉
マカオ	貞光食糧工業株式会社 食品工場	TOKU - 2	食鳥肉

(3) 生食用食肉処理の状況

該当なし。

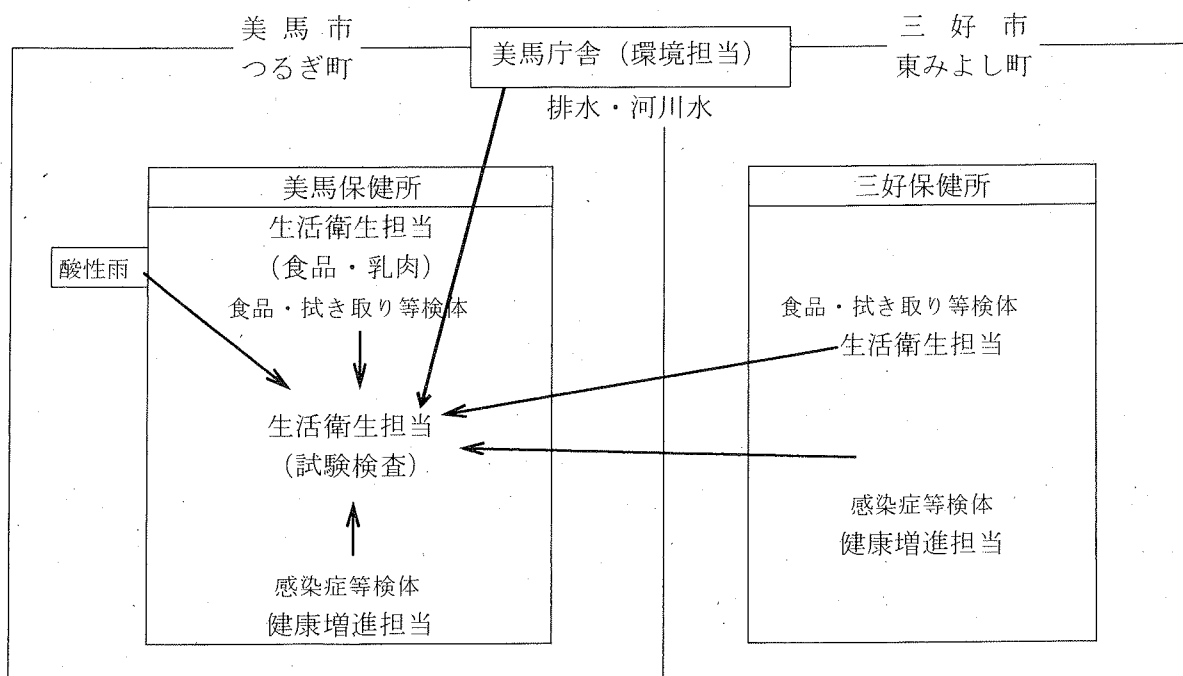
(4) シカ肉・イノシシ肉処理施設の状況

施設名	処理獣種	所在地
美馬市シカ肉等処理加工施設	シカ	美馬市木屋平
穴吹猟友会ジビエ処理加工施設	シカ・イノシシ	美馬市穴吹町

7 試験検査業務

西部総合県民局保健福祉環境部の生活衛生担当、環境担当、健康増進担当の試験検査業務を実施しています。

- ・生活衛生担当 → 食品衛生試験検査（食中毒細菌・理化学検査（食品添加物等）・異物等）
- ・環境担当 → 水質汚濁発生源等の水質検査、公共用水域の水質検査、酸性雨調査等
- ・健康増進担当 → 感染症等の検査



(1) 食品衛生に関する検査件数（生活衛生担当の検査業務）

① 微生物檢查：食中毒菌等

・食品検査件数

検査対象	美馬管内	三好管内	計
収去食品	2,422	823	3,245
苦情食品・その他	24	66	90
計	2,446	889	3,335

※その他には、ジビエ肉の拭き取りを含む。

給食施設、量販店や産直市等で提供、販売されている食品について、微生物検査を実施しています。また、食中毒、苦情が発生した場合の検査も状況に応じて実施しています。

・拭き取り検査件数

検査項目	美馬管内	三好管内	計
拭き取り検査キット	1,254	262	1,516
フードスタンプ	2,400		2,400
計	3,654	262	3,916

※拭き取り検査件数には、ジビエ肉の拭き取りを含む。

食品営業施設等の調理器具等の表面を拭き取って、微生物検査を実施しています。検査には、拭き取り検査キットを用いた詳細な検査と、フードスタンプを用いた簡易な検査があります。

重点的な指導が必要な、集団給食施設等については、拭き取り検査キットを用いて検査し、飲食店等の食品営業施設については、夏季にフードスタンプを活用して一斉検査を行っています。

②理化学検査：食品添加物等

検査項目	美馬管内	三好管内	計
着色料	36	12	48
保存料	12		12
甘味料	3		3
苦情・その他	5		5
計	56	12	68

美馬、三好保健所管内で製造又は流通している食品について、食品添加物等の検査を実施しています。

また、食品の苦情の際には、状況に応じて顕微鏡を使用した異物検査等も実施しています。

③ 外部精度管理

検査項目	検査項目数
食品微生物検査	3
食品理化学検査	13
計	16

試験検査の信頼性確保を目的に、食品微生物検査、食品理化学検査について、第三者機関による外部精度管理調査に参加しました。

(2)環境衛生・公害に関する検査件数 (環境担当の検査業務)

検査項目	施設数等	pH	DO	BOD	COD	SS	T-P	T-N	捕集量	その他	計
公共水域水質検査	2	24	24	24		24	12	12			120
排水基準監視業務	26	26		26	26	26	26	26			156
総量削減対策事業	3				3		3	3			9
酸性雨調査	1	46							52		98
苦情・その他	0										0
外部精度管理	0	1		1	2			1			5
計	32	97	24	51	31	50	41	42	52	0	388

事業所からの排水や公共用水域（河川）の水質検査を行っています。その他、美馬保健所庁舎屋上にて降雨を捕集し、毎週の捕集量及びpHの測定（酸性雨調査）等を実施しています。

(3)結核予防、感染症及びその他疾病対策事業関係検査件数 (健康増進担当の検査業務)

①結核菌検査 (二類感染症)

検査項目	美馬管内	三好管内	計
QFT 検査 ^{*1}	3	6	9

^{*1} 徳島保健所で実施

結核予防事業の一環として、QFT (クオンティフェロン) 検査を実施しています。

②梅毒血清反応検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
梅毒血清反応検査 ^{*2}	4	4	8

^{*2} 保健製薬環境センターで実施

梅毒の予防及び早期発見、早期治療を進め、まん延防止を図ることを目的に、検査を実施しています。

③ HIV 検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
HIV 抗体即日検査	10	12	22

エイズ相談事業の一環として、即日検査を実施しています。

第2・第4水曜日 (美馬保健所)、第1・第3木曜日 (三好保健所)

検査普及週間、世界エイズデー関連行事で6月と12月に定期外の検査を実施しています。

④肝炎ウイルス検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
HCV 抗体検査	5	4	9
HBs 抗原検査	5	4	9
計	10	8	18

肝炎ウイルス検査相談事業の一環として、B 型及び C 型肝炎ウイルス検査を実施しています。

⑤原爆被爆者健診

検査項目	美馬管内	三好管内	計
被爆者健診	0	5	5

原爆被爆者対策事業の一環として、定期検査を実施しています。

⑥その他感染症行政検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
腸管出血性大腸菌	3		3
計	3		3

感染症対策事業の一環として、腸管出血性大腸菌等の感染症が発生した時、接触者等の検査を実施しています。

VII 健康増進担当事業の概要

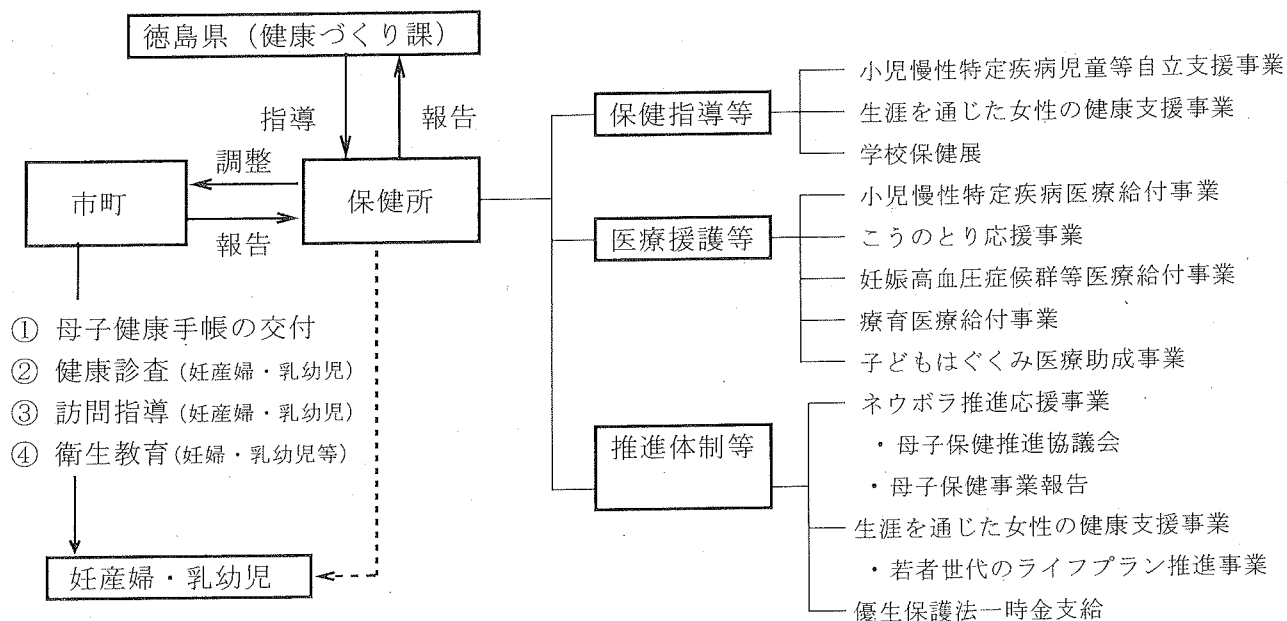
Ⅶ 健康増進担当事業の概要

1 母子保健事業

生涯を通じた健康づくりの出発点である母子保健対策として、思春期から婚前・妊娠・出産・乳幼児期・更年期の母子に対して、保健・医療・福祉・教育機関等と連携を図りながら広域的・専門的な母子保健サービスの提供を実施しています。

また、地域における療育相談体制の確立を目指すとともに、児童の健全育成のための事業を実施しています。

母子保健事業における県・市町の役割分担



《保健指導等》

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病等により長期にわたり療養を必要とする児について、適切な療養を確保するために、状況に応じた適切な相談・指導を行っています。

また、関係者が様々な相談に対応し、より良い支援を実施できるよう情報交換会を行っています。

療育相談（偶数月第1水曜日）	開催回数	6	相談延数	20
小児慢性特定疾病児童等の支援に関する情報交換会 日 時：令和6年1月18日（木）午後3時30分から午後4時30分まで 場 所：徳島大学病院患者支援センター 内 容：管内の状況、患者支援センターにおける現状や課題 参加者：11名				

(2) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は母性特有の身体的特徴があり、心身にわたる様々な悩みを抱えやすいため、各ライフステージの健康状態に応じた自己管理を行うことができるよう支援しています。

また、思春期や不妊・妊娠等に関する問題や悩み等の相談事業を実施しています。

女性の健康週間における普及啓発 (R6.3.1～R6.3.8)	西部総合県民局美馬庁舎、美馬保健所において、女性が健康を維持・増進できるようパネル展示及びパンフレットを配布
------------------------------------	--

(3) 学校保健展

管内の高校生を対象に、子育てや健康づくり等に関する正しい知識等を情報提供することにより、将来親として、健全な生活習慣が身につくよう支援を行っています。

学校保健展	内 容：管内の高校文化祭において、自分の健康管理や妊娠・出産育児、不妊・不育に関する情報提供を実施。 母子保健・感染症・たばこ・心の健康・栄養・歯科・エイズ・献血・女性支援等の健康教育及び相談等 場 所：管内高等学校 ※つるぎ高等学校 保健展実施 ※穴吹高等学校 保健展実施
-------	--

《母子医療援護対策》

(1) 医療費給付・助成事業等

母子保健等にかかわる医療の助成等として、保健所が申請窓口となり実施しています。
給付者の状況は次のとおりです。

① 小児慢性特定疾病医療給付状況

児童の慢性特定疾病について、その医療費を公費負担することにより保護者の経済的負担を軽減し、罹患児童が早期に適切な医療を受けることを容易にするための給付を行います。

(実人員)

	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性 心疾患	内分 泌疾患	膠原 病	糖尿 病	先天 性代謝 異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経 ・筋疾 患	慢性 消化器 疾患	染色体 を伴う 遺伝候 子群に	皮膚 疾患	骨系 統疾患	脈管 系疾患	計
未就学児	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
小学校就学～18歳未満	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
18歳～20歳未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	3	2	0	1	0	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	11

(令和6年3月31日現在)

② こうのとりのり支援事業（徳島県妊孕性検査支援事業）状況

妊娠を希望する夫婦に対し、健康状態を確認し、将来の妊娠のための健康管理を促すとともに、必要な場合に早期に不妊治療につなげるため、当該夫婦がともに受けた不妊検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ります。

件数	2件
----	----

③ 妊娠高血圧症候群等医療給付状況

妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し、早期に適正な療養を受けることにより、出生児及び妊産婦に対する影響を防止するため医療の給付を行います。

平成26年度以降、給付はありません。

④ 療育医療給付状況

結核児童であって、その治療に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたものに給付を行います。昭和49年度以降、給付はありません。

⑤ 子どもはぐぐみ医療助成状況

市町	受給者証交付件数	受診延件数	補助金額
美馬市	5,665	34,536	38,257,000
つるぎ町	634	7,705	8,407,000

⑥ 旧優性保護法一時金支給等関係事

相談件数	申請件数	承認件数
0	0	0

《地域母子保健推進対策》

管内の母子保健施策等を効果的に推進するため、保健・医療・福祉・教育等の各関係機関の情報交換や連携強化のための会議や地域保健関係職員の研修会を開催しています。

(1) ネウボラ推進応援事業

① 西部圏域母子保健担当者会議

西部圏域における母子保健の現状や課題について、市町、医療機関、保健所で情報共有を行い、連携を図る目的で開催しています。

事業名	内 容
西部圏域母子保健担当者会議	日 時：令和5年8月28日（月）午後3時から午後4時まで 内 容：（1）各市町村における母子保健事業について （2）産婦健診について （3）妊産婦のメンタルケア対策について （4）その他 参加者：20名（市町保健師、産婦人科職員、看護学生等）

② 地域保健関係職員研修事業

管内における母子保健の課題について検討すると共に、各関係機関の連携を図る目的で開催しています。

事業名	内 容
妊産婦に対するメンタルヘルス研修会 産婦人科と精神科との支援連絡体制づくり会議 ※同日開催	日 時：令和6年2月1日（木）午後5時から午後7時まで ＜研修会＞ 内 容：「妊産婦のメンタルヘルス ～周産期における支援の連携～」 講 師：つるぎ町立半田病院 産婦人科 医師 土肥 直子 先生 医療法人桜樹会桜木病院 地域連携室 精神保健福祉士 竹橋 佳子 先生 参加者：39名（市町保健師、精神科職員、産婦人科職員等）

	<会議> 内容：(1) 情報共有「所属での取組や活用できるサービスについて」 (2) 意見交換「妊産婦の支援を通して感じる現状や課題について」 (3) その他 参加者：29名（市町保健師、精神科職員、産婦人科職員等）
--	---

③ 母子保健事業報告

県全体の母子保健の課題を抽出・分析し「徳島県の母子保健統計」を作成するため、管内市町及び保健所の実績を県に報告するとともに、県で取りまとめた報告書を活用し、統計資料として会議等で報告しています。

④ 若者世代のライフプラン推進事業

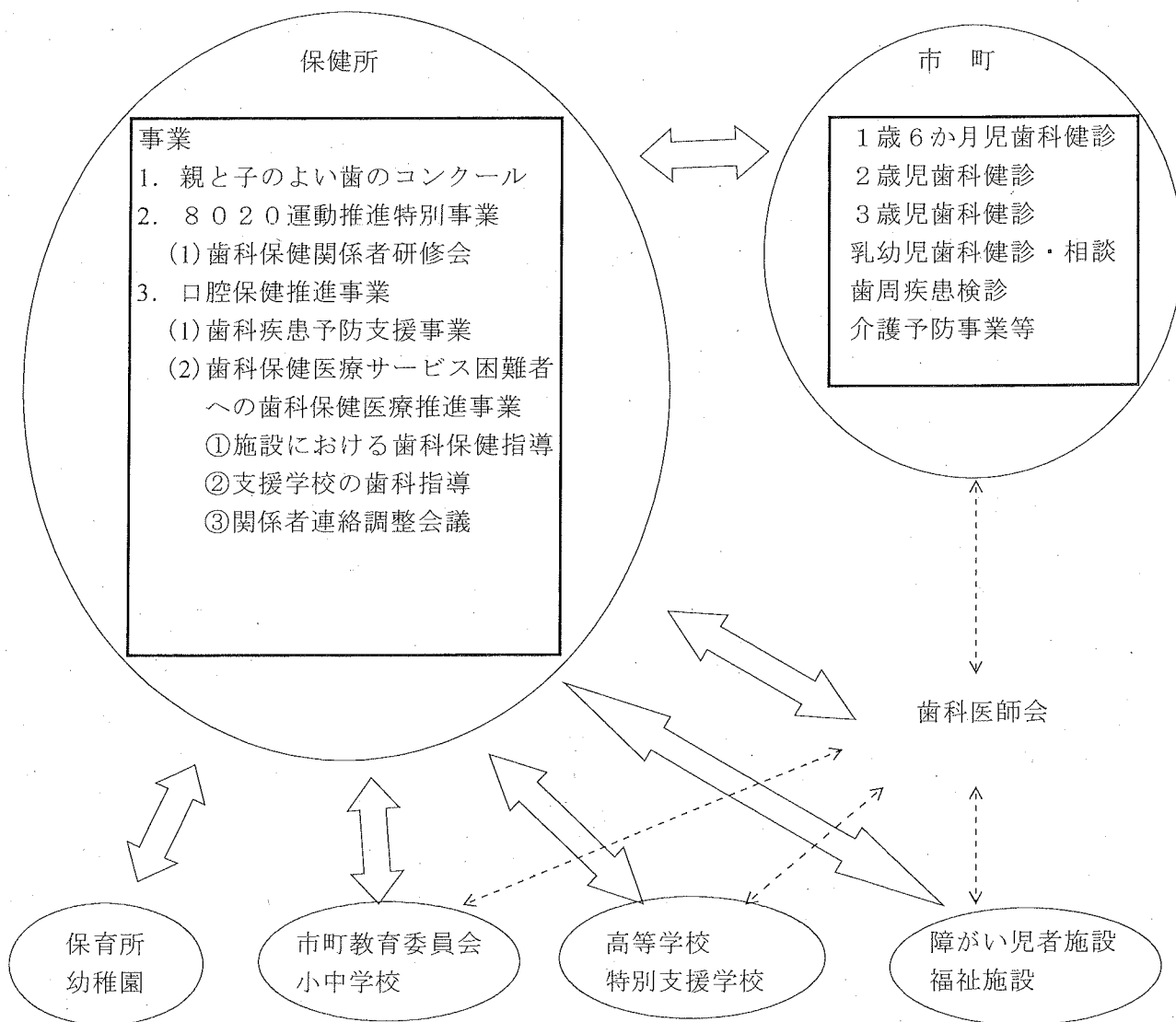
管内の母子保健の課題を明らかにするとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、情報交換や課題の解決に向けた取組を協議することにより、地域の体制整備を図っています。

事業名・実施日	内 容
妊娠・出産に関する情報提供	高校文化祭を活用した高校生を対象とした性教育、不妊・不育を含む妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の情報提供を実施

2 歯科保健事業

「歯と口腔の健康」は、全てのライフステージにおいて「健康で質の高い生活」を送るための基礎であるとともに、生活習慣病予防にもつながる「からだ全体の健康」に深く関わるものであります。平成25年3月に「徳島県歯科口腔保健推進計画」が策定され「歯と口腔の健康づくり」の施策を推進し、さらに加速に向けて令和6年からの6年計画として改定されました。

美馬保健所では、各関係機関との連携及び協力体制の強化を図り、生涯を通じた地域歯科保健の健康づくりを推進しています。



(1) 親と子のよい歯のコンクール

3歳児健診対象者の中で、親子ともに歯及び口腔が正常かつ疾病異常がなく、歯列・咬合にも異常がないことを条件に、地方審査会に向けて選出し表彰しています。

事業名	内容
親と子のよい歯のコンクール	※令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響で中止

(2) 8020運動推進特別事業

地域の関係機関における歯の健康を保持する体制づくりを目指し、知識や技術の修得や、多職種連携を図るため、歯科保健推進に携わる人材の育成を行っています。

事業名	事業内容
歯科口腔保健の推進に携わる人材事業	歯科保健関係者等研修会 日時：令和5年11月16日 場所：美馬庁舎 大会議室（ハイブリッド開催） 内容：講義 演題「今日から備える！災害時の口腔ケアについて」 講師 徳島県歯科医師会 口腔保健センター 心身障害歯科診療所 歯科衛生士 石川 久子 先生 対象者：高齢者・障がい者施設職員、在宅歯科衛生士、歯科医院職員、市町職員 等 参加者：23名

(3) 口腔保健推進事業

① 歯科疾患予防事業

歯科疾患の予防を目指し、口腔清掃指導や歯科保健指導を行い、口腔保健に関する関心を高め、歯科健診受診や早期治療や口腔保健の向上に資する取組を行っています。

事業名	事業内容
中高生への歯科保健支援事業	1 スライド教材等を活用した歯科保健教育の実施 目的：口腔内の健康について関心を高めることで、成人期に向けてう蝕や歯肉炎といった歯科疾患の予防を進める 内容：授業時間を活用し、クラス担任や養護教諭が保健所作成の教材データ等（パワーポイント形式、クイズ用紙）を用いて歯科保健教育を実施する。 ① 県立つるぎ高等学校 実施日：令和5年11月28日 対象者：全校生徒 382名 ② 県立穴吹高等学校 実施日：令和5年12月21日 対象者：全校生徒 104名

	2 高校文化祭保健展における口腔保健に関する啓発 目的：口腔保健に関する情報提供を行い、生徒が毎日の口腔ケアについて考えるきっかけとする。 内容：パネルやポスターの展示 ・県立穴吹高等学校 開催日 令和5年10月26日 ・県立つるぎ高等学校 開催日 令和5年10月14日
各世代別の健康教室・歯科保健指導	各種イベントによる情報提供・歯科保健指導 目的：歯科の観点からの健康づくりを支える情報提供や個別相談、歯科指導を行い、適切な口腔管理につながることを目指す。 内容： <出前講座> 4月19日 小星地区いきいきサロン出前講座 4月25日 伏見地区いきいきサロン出前講座 4月29日 美馬連合婦人会総会 6月2日 穴吹認定こども園歯科保健指導 6月5日 脇町幼稚園歯科保健指導 6月8日 脇町保育所歯科保健指導 6月27日 シルバー大学歯科保健指導 6月28日 食生活改善推進協議会 9月14日 食生活改善推進協議会 2月15日 つるぎ・貞光保育研修会 <学生実習> 5月26日 歯と口の健康週間関連啓発(徳島大学保健師実習生対象) 5月31日 歯と口の健康週間関連啓発 (四国大学、徳島大学、徳島文理大学管理栄養士実習生対象) 6月7日 歯と口の健康週間関連啓発(四国大学保健師実習生対象) 8月30日 歯と口の健康週間関連啓発(徳島文理大学保健師実習生対象) <その他> 10月22日 にし阿波・糖尿病予防フェスタでの啓発

② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、施設を利用する障がい者(児)等に対して支援を行い、歯科疾患の予防等による口腔健康の保持・増進を図ることを目指しています。

事業名	事業内容
歯科保健医療サービス困難者への歯科保健医療推進事業	1 障がい者施設における歯科保健指導 目的：対象者本人や支援する職員等を対象に情報提供や個別歯科保健指導を通じて口腔状況の改善を目指し、口腔衛生状態を適切に保つことを目指す。 内容：歯科衛生士による歯科相談及び個別歯科保健指導、情報提供 地域活動支援センター やよい寮 1回 地域活動支援センター まいか・ 1回 自立訓練事業所シリカ 3回 こども発達支援事業所 イノセント 3回
	2 支援学校における歯科保健指導 目的：障がいを持つ生徒は、口腔疾患の罹患リスクや治療の困難さ等の課題があり、口腔疾患の予防が重要であるため、予防行動の動機付けや実践につなげることを目指す。 内容：歯科衛生士による個別ブラッシング指導、染め出し 実施日：令和5年9月1日 場所：池田支援学校 美馬分校 参加者：39名
	3 地域ケア個別会議 介護予防のための地域ケア個別会議への出席(アドバイザー) 5月24日、7月19日、9月20日、11月19日、3月13日
	4 令和5年度 美馬保健所歯科保健連絡調整会議 目的：歯科口腔保健を推進するために、管内における現状や取り組みについて評価を行う。また、その課題について検討するために、歯科保健連絡調整会議を開催する。 内容：(1) 令和5年度の事業報告について (2) 歯科保健医療サービス提供困難者への支援についての報告 (3) 地域住民への口腔機能の向上について (4) 意見交換 対象：障がい者支援施設関係者等 9名 実施日：令和6年2月28日 場所：美馬保健所 研修施設

3 栄養改善事業

食習慣の変化やライフスタイルの変化等により、肥満や糖尿病及び心疾患等の生活習慣病が増加しており、生涯を通じた健康づくりのためには、栄養・運動・休養のバランスのとれた総合的な健康づくりが必要です。栄養面では、住民の栄養状態を明らかにし、栄養改善意識を高め、行動変容を促すことにより、健康・体力の維持増進、体位の向上を図るための事業を開催したり、保健所・市町・関係機関等が連携して、地域の健康づくりに取り組めるよう企画調整を行っています。

食品への適切な表示と消費者へ周知・啓発

- └ 栄養表示対策事業〔食品の栄養成分表示、誇大広告、特別用途食品（特定保健用食品を含む）〕

望ましい食生活の定着と食環境整備の推進

- └ 外食栄養表示対策事業（お客さまには健康でいてほしい事業）
- └ 在宅食事療養者支援事業（糖尿病対策、管理栄養士・栄養士のネットワークの推進）
- └ 食生活改善地区組織育成指導事業（地域健康づくりボランティア育成等）
- └ 食環境整備推進事業
- └ 野菜摂取量アップ推進事業

特定給食施設等に対する栄養管理指導

- └ 特定給食施設等栄養管理指導事業（給食施設指導、美馬保健所管内集団給食施設協議会の育成）

食育の推進

- └ 地域における食育推進事業

災害時における食事・栄養管理対策の推進

- └ 災害時栄養管理体制推進事業

健康・栄養調査等の実施

- └ 国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査
- └ 栄養調査に関する研修会の開催

栄養士法・調理師法関係業務

- └ 管理栄養士・栄養士免許申請等

糖尿病対策

- └ 美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会支援

《食品への適切な表示と消費者へ周知・啓発》

(1) 栄養表示対策事業

食品関連事業者等への食品表示法等に基づく適正な栄養表示等の周知や指導及び消費者への食に関する正しい知識の啓発等に取り組むことにより、双方の環境整備を図り、健康な食生活を支援しています。

① 個別指導・収去件数

種 別	項 目	個別指導延件数	収去延件数
食 品 表 示 法	栄 養 表 示 食 品	8	0
	保 健 機 能 食 品 ※	0	0
健 康 増 進 法	特 別 用 途 食 品	0	0
	誇 大 表 示	1	0

※保健機能食品：特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品

② 集団指導

回 数	延 人 数
13	368

《望ましい食生活の定着と食環境整備の推進》

(1) 外食栄養表示対策事業（お客さまには健康でいてほしい事業）

住民の健康と最も関係の深い食生活に関して、外食栄養成分表示等の食情報の提供と食に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、食環境整備を推進し、住民の健康づくりを支援しています。

種別	項目	個別指導延件数	集団指導延件数
外 食 栄 養 成 分 表 示		1 件	4 回 72 人

(2) 在宅食事療養者支援事業

糖尿病等の生活習慣病において、日常生活を送りながら自宅で食事療養をする人への支援は、病気を管理し、生活の質（QOL）を向上させる上で不可欠です。そこで、保健・医療における管理栄養士等のネットワークを構築し、在宅での食事療養を充実させ、生活習慣病の予防と再発・悪化を防止することにより住民の健康づくりを支援しています。

① 指導・相談状況

内 容	対 象	開催回数	延べ人数
・研修会の開催 日時 令和5年8月28日 講演「肥満から読み解く栄養の問題点とその管理」 講師 徳島大学大学院医歯薬学研究部 代謝栄養学分野教授 糖尿病臨床・研究開発センター食品・栄養素研究分野長 徳島大学病院栄養部長 阪上 浩 先生	給食施設職員・医療機関職員及び地域保健関係者（保健師・管理栄養士）等	1	60

② 美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会の運営支援（糖尿病対策）

(3) 食生活改善地区組織育成指導事業

食生活改善を中心とした地域の健康づくりボランティア組織である食生活改善推進協議会を指導育成し、活動を支援しています。

① 指導・相談状況

対象	項目	個別	集団	
		延人数	回数	人数
食生活改善推進員等		23	6	98

(4) 食環境整備推進事業

健康徳島21における、住民の健康づくりを支援する食環境の整備を推進しています。

健康徳島21における、住民の健康づくりを支援する食環境の整備を推進してまいります。

事業内容				
健康徳島21・食環境整備関係指標に対する取組				
1 健康づくり推奨店				
栄養表示等（ヘルシーメニュー・ヘルシーオーダー含む）実施店の状況				
実施店舗数		17		
実施メニュー数		216		
2 栄養に関する情報提供の状況				
対 象 \ 項 目		個別	集団	
			回数	人数
一般住民		125	6	177
各種団体等		108	8	113
栄養士、栄養士会		0	1	60
調理師、調理師会		0	2	10
学生実習		8	7	191
3 身近にいる食事や料理の仕方を教えてくれる人				
食生活改善推進協議会の活動状況				
管内会の状況		活動の総数		
協議会数	2	活動回数	対象住民延べ人数	
推進員数	83	2,127	9,551	
4 食事指導のできる市町村管理栄養士等				
(1) 市町村管理栄養士・栄養士の配置状況			(R5.4.1 現在)	
保 健 所 別	管轄市町村数	配置市町数	配 置 率	配置人数
美馬保健所管内	2	2	100.0%	4
徳 島 県	24	18	75.0%	32
(2) 市町関係者の指導状況				
対 象 \ 項 目		個別	集団	
		延べ人数	回数	人数
市町関係者		63	2	7

5 利用者やその家族が栄養指導を受けることができる給食施設

(美馬保健所管内の状況)	令和4年度	令和5年度
給食施設での栄養指導実施率	77.8 %	67.6 %
給食施設での栄養表示実施率	77.8 %	88.2 %
健康づくりの一環として給食を実施している施設	44.4 %	41.2 %
給食の給与栄養量評価を実施している施設	97.2 %	97.1 %
美馬保健所管内集団給食施設協議会加入率	94.4 %	91.2 %

※令和4年度・令和5年度徳島県特定給食施設等栄養管理状況報告書による

(5) 野菜摂取量アップ推進事業

これまで「健康徳島21」において、野菜摂取量の目標を350g以上として、野菜摂取量の増加に取り組んできたところ男女ともに改善傾向へと転じることができたが、野菜摂取量の目標量を達するためには継続した取組が必要とされています。そこで、「野菜摂取量アップ」に向けた取組を「健康とくしま運動」の一環に位置づけ、関係機関と連携し普及啓発を行うとともに、「野菜摂取量アップ」につながる環境整備を図り、県民の望ましい食生活習慣の確立を図っています。

内 容	回 数	参加者
(1) とくしま野菜週間の取組 ① 普及啓発 美馬保健所管内のコンビニエンスストア、ショッピングセンター、産直市、健康づくり推奨店等を訪問し、普及啓発用グッズを配布 ② のぼり旗の設置 ・美馬市脇町国道193号線穴吹橋北岸：令和5年8月24日～9月5日		配布場所 47カ所
(2) 普及啓発 ① 各種イベント等で、普及啓発用グッズを配布 令和5年10月14日 つるぎ高等学校（学校保健展） 令和5年10月26日 穴吹高等学校（学校保健展） 令和5年10月22日 にし阿波・糖尿病予防フェスタ等	15	延べ454名
(3) 「健康とくしま応援団」、「にし阿波・健康づくり事業所」への登録を推進するための事業 とくしま野菜週間に合わせて、美馬保健所管内のコンビニエンスストア、ショッピングセンター、産直市、健康づくり推奨店等を訪問		訪問 47カ所
(4) 食生活改善推進員（ヘルスメイト）による野菜料理教室等の開催や、野菜の目標量の周知など、野菜に関する適切な情報提供に関する事業（健康徳島21推進・食生活改善事業）の支援 ・美馬市食生活改善推進協議会 13回 374名 ・つるぎ町食生活改善推進協議会 8回 144名	21	参加者 518名

《特定給食施設等の栄養管理指導》

(1) 特定給食施設等栄養管理指導事業

特定給食施設等における栄養管理や栄養教育の充実を通じて、喫食者はもとよりその家族や地域の栄養改善・健康づくりの推進を目的として、施設への巡回指導や研修会等を実施しています。

① 給食施設届出状況

種 別	特 定 給 食 施 設		その他の給食施設	計
	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上 (※知事指定施設を含む)	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上	1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上	
開 始 件 数	1	0	0	1
廃 止 件 数	3	1	0	4
変更届件数	0	0	2	2

② 個別指導

	栄 養 士	特 定 給 食 施 設			その他の 給食施設	小規模 給食施設	計	合 計
		知事指定 施設(※)	1 回 300 食以 上又は 1 日 750 食以上 (※を除く)	1 回 100 食以 上又は 1 日 250 食以上	1 回 50 食以 上又は 1 日 100 食以上			
対象数	有	0	2	13	16	1	32	34
	無	0	0	0	1	1	2	
指導件数	有	0	16	46	39	3	104	112
	無	0	0	0	7	1	8	

③ 集団指導

開 催 回 数	延 人 数	延 施 設 数
9	98	85

④ 状況調査・報告

特定給食施設等栄養管理状況報告書	延 べ 件 数
	34

⑤ 美馬保健所管内集団給食施設協議会の活動支援状況

集団給食施設相互の連携を深め、給食施設における栄養管理指導や衛生管理の向上はもとより地域住民の健康づくり支援や緊急災害時の相互支援体制の確立を目指し、現在 31 施設(加入率 91.2%) が会員として活動をしています。保健所では、協議会の活動や会員施設間の連携体制づくりの支援を行っています。

<活動内容>

・役員会 1 回 ・総会 1 回 ・会長表彰の実施

施設研修会

内 容	対 象	開催回数	延人数
令和6年2月14日 「食中毒予防について」 「手洗いチェッカーを活用した衛生的な手洗いについて」 講師 西部総合県民局保健福祉環境部 (美馬保健所) 生活衛生担当 主任 北原 伸幸	美馬保健所管内集 団給食施設協議会 会員施設	1	11

管理者研修会

内 容	対 象	開催回数	延人数
令和5年7月31日 「給食施設における感染症対策について」 講師 西部総合県民局保健福祉環境部 (美馬保健所) 健康増進担当 課長 西谷 範子 ※実施会場とオンライン(Zoom)を併用して開催	美馬保健所管内集 団給食施設協議会 会員施設	1	23

調理師研修会

内 容	対 象	開催回数	延人数
令和5年10月4日 「CKD 予防のための食生活について」 講師 西部総合県民局保健福祉環境部 (美馬保健所) 健康増進担当 主事 勢川 怜花 調理実習「プロが教える和食の基本 ～徳島の食材とだしのうま味を活かして～」 講師 大和屋 林泉 元副料理長 大澤 昌弘 先生	美馬保健所管内集 団給食施設協議会 会員施設	1	4

内 容	対 象	開催回数	延人数
令和6年1月31日 調理実習・講演 「食育教室や行事食を華やかに! 簡単、かわいいデコ巻き寿司にチャレンジ!!」 講師 全国農業協同組合連合会徳島県本部 管理部 企画管理課 専任課長 (デコ巻きずしマイスター) 仁木 智美 先生	美馬保健所管内集 団給食施設協議会 会員施設	1	6

栄養士研修会

内 容	対 象	開催回数	延人数
令和5年8月28日 「肥満から読み解く栄養の問題点とその管理」 講師 徳島大学大学院 医歯薬学研究部 代謝栄養学分野 教授 糖尿病臨床・研究開発センター 食品・栄養素研究分野長 徳島大学病院栄養部長 阪上 浩先生 ※実施会場とオンライン(Zoom)を併用して開催	美馬保健所管内集 団給食施設協議会 会員施設	1	9

- ・地域貢献活動（美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会の構成団体として活動）
- ・会報「かろりい」第26号 300部発行
- ・栄養指導・食育レシピの作成
- ・徳島県集団給食施設協議会事業に参加
- ・にし阿波・糖尿病予防フェスタに協力

《食育の推進》

(1) 地域における食育推進事業

地域において、あらゆる世代が「食」に関して信頼できる情報に基づいた適切な判断を行う能力を身につけ、健全な食生活を実践するための情報提供や意識啓発を行うとともに、関係機関と連携し、食育推進のための体制整備を図ります。

内 容	回 数	参加者
野菜クイズによる啓発 令和5年10月14日 つるぎ高等学校（学校保健展） 令和5年10月26日 穴吹高等学校（学校保健展） 令和5年10月22日 にし阿波・糖尿病予防フェスタ 「野菜摂取量アップのための工夫等について」	3	163名

《災害時における食事・栄養管理対策の推進》

(1) 災害時栄養管理体制推進事業

「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模災害時に、避難生活の長期化を見据え、発災当初から被災者の健康状態を維持するために必要な栄養・食生活支援活動が迅速かつ展開できるよう、関係機関及び関係団体等と連携した体制整備の充実・強化を図ります。

①市町関係者との情報共有・情報提供

②その他関係機関・団体との体制整備等

- ・管理栄養士養成課程学生への情報提供：1回
- ・にし阿波・糖尿病予防フェスタでの情報提供：1回
- ・にし阿波・糖尿病サポーター養成講座での情報提供：1回

《健康・栄養調査等の実施》

国民及び県民の健康状態、栄養摂取量を把握し、栄養と健康の関係等を明らかにするために実施しています。

調査名	内 容
県民健康栄養調査	実施なし
国民健康・栄養調査	対象地域の該当なし
その他	給食施設における危機管理対策についてのアンケート 対象：管内給食施設 34施設

《栄養士法・調理師法関係業務》

(1) 栄養士等免許申請状況

栄養士法による免許申請等についての窓口業務を行っています。

種 別	管理栄養士	栄 養 士	計
免 許 申 請	2	3	5
書 換 え	3	3	6
再 交 付	0	0	0
計	5	6	11

《糖尿病対策》

(1) 美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会の支援

美馬保健所管内では、平成 18 年度に設立した任意団体「美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会」が、「糖尿病になっても安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、地域ぐるみで糖尿病在宅療養者をサポートするために取り組んでいます。保健所は、事務局としてその活動支援を行っています。

内 容	回数	参加者数
(1) 美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会の開催 第 1 回：令和 5 年 6 月 15 日	1	10 名
(2) 美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会実行委員会の開催 第 1 回：令和 5 年 5 月 12 日	1	6 名
(3) 運動する機会の提供 令和 5 年 10 月 22 日 世界糖尿病デー・全国糖尿病週間における にし阿波・糖尿病予防フェスタの開催	1	42 名
(4) 糖尿病啓発コーナーの設置 令和 5 年 10 月 22 日 にし阿波・糖尿病予防フェスタにおける 健康相談コーナーの設置	1	42 名
(5) 啓発活動 世界糖尿病デー・全国糖尿病週間におけるブルーライトアップ ・美馬市交流センターミライズ縁側のハコ：令和 5 年 11 月 10 日 ～ 11 月 17 日 のぼり旗の設置 ・穴吹橋：令和 5 年 11 月 7 日～ 20 日 半田病院糖尿病チーム等における啓発支援 ・貞光ゆうゆう館堤防でのブルーライトアップ：令和 5 年 10 月 31 日 ～ 11 月 30 日 ・貞光ゆうゆう館でのパネル展示：令和 5 年 10 月 31 日～ 11 月 30 日 ・つるぎ町立半田病院での啓発展示 パネル展 ・美馬市立図書館、美馬庁舎、美馬保健所		8 ケ所
(6) 糖尿病在宅療養者支援計画の推進（構成団体による活動）		

4 「徳島・にし阿波」ですすめる健康づくり事業

糖尿病をはじめとする生活習慣病予防、食生活や運動不足の改善など、西部圏域の様々な健康課題に地域全体で取り組んでいくため、「にし阿波・糖尿病予防フェスタ」の開催や「にし阿波・野菜食べようデー」の普及拡大等、官民一体となった糖尿病予防対策の推進などに積極的に取り組むことにより、「健康！にし阿波」づくりを推進する。

内 容		備 考
(1)にし阿波・糖尿病予防フェスタ 会場：西部健康防災公園 令和5年10月22日：運動講座 とくしま健康ポイントアプリ「テクとく」の紹介 健康相談コーナー		参加者数 42名
(2)にし阿波・健康づくり事業所の登録（令和6年3月31日）		登録数 119 事業所 （美馬 61 三好 58）
(3)にし阿波・野菜食べようデーにおける野菜摂取量アップの推進 毎月24日は「にし阿波・野菜食べようデー」とし、にし阿波・健康づくり登録事業所による野菜摂取1日100gアップを推進		
(4)アドバイスカードの作成・活用 給食施設と連携し、「にし阿波・野菜食べようデー」や「世界糖尿病デー」等の機会をとらえ、給食を介した健康づくりのアドバイスカードの配布による情報発信を推進		
カード種類(5種類)	利用施設数	配布枚数
世界糖尿病デー	34(美馬: 13 三好: 21)	1,841 (美馬: 705 三好: 1,136)
にし阿波・野菜食べようデー	51(美馬: 18 三好: 33)	4,471 (美馬: 1,215 三好: 3,256)
食育の日	43(美馬: 16 三好: 27)	5,376 (美馬: 1,345 三好: 4,031)
減塩の日	39(美馬: 15 三好: 24)	2,371 (美馬: 875 三好: 1,496)
栄養成分表示	32(美馬: 11 三好: 21)	1,411 (美馬: 435 三好: 976)
(5)にし阿波・糖尿病サポーターの養成講座の開催 日 時：令和6年1月19日 午後3時から午後5時まで 場 所：つるぎ町就業改善センター1階大会議室（※美馬保健所主催） 対 象：美馬保健所・三好保健所管内の介護関係施設・事業所等 講義①：「平時と有事の糖尿病対策について」 講 師：徳島県立中央病院 糖尿病代謝内科 部長 白神 敦久 先生 講義②：「糖尿病の食事について」 講 師：徳島県西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所） 健康増進担当 管理栄養士		サポーター養成数 5名

(6) 西部地域における糖尿病対策研修会 日 時：令和5年9月28日 対 象：医療関係者（医師、薬剤師、看護師）、市町等 開催方法：美馬市地域交流センター（ミライズ） （Zoom によるオンライン開催併用） 講義①：「県西部における循環器病予防に向けた生活習慣病対策と心疾患 地域連携ネットワーク」 講 師：徳島大学大学院医歯薬学研究部循環器内科学分野 教授 佐田 政隆 先生 講義②：「県西部の基幹病院としての循環器病予防について」 講 師：徳島県立三好病院 院長 藤永 裕之 先生	参加者数 47 名
(7) COPD 対策事業研修会 日 時：令和5年11月16日（木）午後2時30から午後4時まで 場 所：会場 三好保健所 ※オンラインとのハイブリット開催 対 象：美馬保健所管内及び三好保健所管内の学校保健関係者 等 講 義：「未成年を中心とした禁煙支援 その特徴と対策」 講 師：公益財団法人香川県予防医学協会 顧問 森田 純二 先生	参加者数 8 名
(8) 禁煙に関する啓発 日 時：令和5年10月22日 場 所：徳島県立西部防災館 内 容：受動喫煙防止・COPD 予防についての啓発	参加者数 42 名

5 健康づくり事業

肥満や糖尿病及び心疾患等の生活習慣病対策には、県民一人ひとりの生活習慣の改善が必要であることから、県民自身の生活習慣に関する意識改革や、県民を取り巻く環境をつくる各種団体や企業等の健康づくりへの積極的な取組が重要です。

《糖尿病対策》

糖尿病は、運動や食習慣の影響が最も大きい生活習慣病であり、個人のみならず地域や関係機関全体で取り組まなければならない健康課題です。

そこで、地域・職域・医療の各分野との連携を図るため、研修会、協議会の開催等により、課題解決に向けた検討を行いました。平成 18 年度には、各分野の代表者からなる任意団体「美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会」の設立へと導き行政と民間の協働による糖尿病対策を推進しており、地域ぐるみで個人の食習慣・運動習慣の改善を支援していくための環境整備に向けて取り組んでいます。

糖尿病地域医療連携体制整備事業

血糖値をコントロールしながら生活している糖尿病在宅療養者に対し、地域の初期安定期治療医療機関（かかりつけ医）と専門治療医療機関・慢性合併症治療医療機関等との間で「地域連携パス」を活用した医療連携による効果的・効率的な治療及び指導を行うとともに、地域の関係機関・団体を含む「地域医療連携システム」を構築し、継続的に食事療法等地域で糖尿病の療養に取り組みやすい体制を整備することにより、糖尿病患者の重症化・合併症予防対策を推進し、糖尿病死亡率の減少を図っています。

1 西部地域における糖尿病性腎症重症化と生活習慣に関する調査結果説明会

日 時：令和 5 年 7 月 11 日

参加者：市町村関係者、つるぎ町立半田病院職員 10 名

場 所：美馬市役所保健センター 103 北館会議室

内 容：「徳島県と糖尿病対策に向けた特定健診受診者の尿中アルブミン測定と関連要因に関する研究について」

講師：徳島大学大学院 医歯薬学研究部 公衆衛生学分野 教授 森岡 久尚 先生

2 西部地域における糖尿病対策研修会

日 時：令和 5 年 9 月 28 日

参加者：医療関係者（医師、薬剤師、看護師）、市町（保健師、管理栄養士）等 47 名

開催方法：美馬市地域交流センター（ミライズ）、Zoom によるオンライン

内 容：①「県西部における循環器病予防に向けた生活習慣病対策と心疾患地域連携ネットワーク」

講師：徳島大学大学院医歯薬学研究部循環器内科学分野 教授 佐田 政隆 先生

②「県西部の基幹病院としての循環器病予防について」

講師：徳島県立三好病院 院長 藤永 裕之 先生

3 にし阿波・糖尿病サポーター養成講座の開催

日 時：令和 6 年 1 月 19 日 午後 3 時から午後 5 時まで

場 所：つるぎ町就業改善センター 1 階大会議室（※美馬保健所主催）

対 象：美馬保健所・三好保健所管内の介護関係施設・事業所等

講義①：「平時と有事の糖尿病対策について」

講 師：徳島県立中央病院 糖尿病代謝内科 部長 白神 敦久 先生

講義②：「糖尿病の食事について」

講 師：西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所）

健康増進担当 管理栄養士

グループワーク：事例検討、意見交換

- 4 任意団体「美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会」の育成支援
・地域住民への普及啓発の支援

- 5 糖尿病予防に関する普及啓発（世界糖尿病デー（11月14日）を含む11月に実施）
・糖尿病啓発パネル展示、パンフレットの配布等
（美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会と合同で実施）
場 所：貞光ゆうゆう館、美馬庁舎、美馬保健所、美馬市地域交流センターミライズ、
美馬市立図書館
期 間：令和5年10月31日（火）から11月30日（木）まで（貞光ゆうゆう館）
令和5年11月13日（月）から11月17日（金）まで（美馬庁舎）
令和5年11月10日（金）から11月28日（火）まで（美馬保健所）
令和5年11月10日（金）から11月17日（金）まで（美馬市地域交流センター）
令和5年11月13日（月）から11月30日（木）まで（美馬市立図書館）
内 容：世界糖尿病デー、糖尿病の予防、合併症等について

- 6 健康とくしま応援団登録事業所での周知

《職域の健康づくり対策》

職域タイアップ事業

地域・職域保健関係者が健康課題について情報を共有し、連携した保健事業を実施、評価するとともに、生涯を通じた継続的な健康づくりを推進する環境を整えます。特に管内は、慢性閉塞性肺疾患及び糖尿病の標準化死亡比が高く、喫煙対策と糖尿病対策を中心に推進しました。

1 地域・職域の連携事業の実施

(1) 飲食店等における受動喫煙防止のための啓発

食品衛生協会と連携し、食品衛生責任者実務研修に受動喫煙防止に関する健康教育を実施。

実施回数：4回

参加者：計72名

(2) 管内事業所における健康づくりに関する聞き取り調査

管内の4事業所を訪問し、職場における健康課題や従業員の心と体の健康づくりに向けた対策等について、聞き取り調査を実施。

実施回数：4回

(3) 地域・職域健康づくり情報交換会

日 時：令和5年12月19日（火）

場 所：美馬保健所 研修施設

参加者：事業所関係者、事務局 計 11 名

内 容：①聞き取り調査結果について

②意見交換「事業所での健康づくりについて」

③情報提供 令和 4 年度県民健康栄養調査結果について

「にし阿波・健康づくり事業所」の登録について

(4) 地域・職域連携推進協議会

日 時：令和 6 年 3 月 8 日（金）

場 所：美馬保健所 研修施設

参加者：地域・職域連携推進協議会構成員、事務局 計 17 名

内 容：①管内の状況について

②地域・職域における健康づくりについて

③健康経営について

④情報交換「所属における健康づくりに関する取組や課題について」

2 健康づくりに関する普及啓発

(1) 健康とくしま応援団登録の推進

健康づくり対策に取り組む事業所に対し、パンフレットの提供や阿波踊り体操 DVD を配布。また、取組状況についてホームページで紹介する等、普及啓発を実施した。

(2) その他の啓発活動

①健康増進普及月間等における普及啓発

期 間：令和 5 年 9 月 1 日（金）から 9 月 29 日（金）まで

場 所：美馬保健所、美馬庁舎

内 容：パネル展示

②「にし阿波・糖尿病予防フェスタ」開催時における普及啓発

実施日：令和 5 年 10 月 22 日（日）

場 所：徳島県立西部防災館・西部健康防災公園

内 容：住民の野菜摂取量アップや糖尿病予防、受動喫煙防止等の普及啓発

《たばこ対策》

慢性閉塞性肺疾患の原因とされるたばこの対策を推進するため、住民への喫煙防止に向けた普及啓発を実施するとともに、受動喫煙防止に関する事業所の理解促進に向けた支援に取り組みました。

1 たばこに関する普及啓発

(1) 世界禁煙デー（5月31日）

①ポスターの配付

配布場所：管内禁煙外来医療機関、スーパー、運動施設等

②パネル展

場 所：美馬庁舎、保健所

③のぼり旗の設置

穴吹橋：令和5年5月24日～6月5日

(2) 健康増進普及月間（9月1日から9月30日まで）

①ポスターの配付

配布場所：管内医療機関、スーパー、運動施設等

②パネル展

場 所：美馬庁舎、保健所

(3) 世界 COPD デー（11月16日）

パネル展

場 所：美馬庁舎、保健所、ミライズ、美馬市立図書館

(4) COPD 対策事業研修会

日 時：令和5年11月16日（木）午後2時30分から午後4時まで

場 所：会場 三好保健所 ※オンラインとのハイブリット開催

対 象：美馬保健所管内及び三好保健所管内の学校保健関係者 等

参加数：学校保健関係者等 計8名

講 義：「未成年を中心とした禁煙支援 その特徴と対策」

講 師：公益財団法人香川県予防医学協会 顧問 森田 純二 先生

2 たばこに関する健康教育

(1) 出前講座による薬物乱用防止教室等

実施回数：7回

対 象：小学生、一般住民 計273名

3 健康とくしま応援団の普及促進

(1) 健康とくしま応援団登録時の普及啓発、禁煙のパンフレットの設置

(2) 事業所における喫煙対策に関するリーフレットの設置

(3) ホームページでの健康とくしま応援団登録事業所のたばこ対策取組状況の掲載

《がん対策》

・がん検診啓発受診率向上を図るための、ポスター・のぼり設置

実施日：令和5年10月2日から10月31日まで

場 所：美馬保健所

内 容：保健所にて、がん検診啓発ポスター及びのぼり旗を設置し、がん検診受診を啓発。

・にし阿波・糖尿病予防フェスタにおけるがん検診受診啓発冊子の配布

実施日：令和5年10月22日

対象者：にし阿波・糖尿病予防フェスタ参加者

《「みんなでつくろう！健康とくしま応援団」普及促進事業》

一般住民や勤労者等の主体的な健康づくりをサポートするための環境整備を整えていくために、積極的に健康づくり対策を行っている県内の店舗、事業所、団体等に対して「みんなでつくろう！健康とくしま県民会議」に「健康とくしま応援団」として登録しています。

健康とくしま応援団

食環境づくり

(1) 健康づくり推奨店

- メニューに栄養成分表示をしている
- ヘルシーメニューを提供している
- 食事バランスガイドによる表示をしている
- ヘルシーオーダーを実施している
- 野菜量を表示している

(2) 正しい食情報等の提供

(3) 適切な食生活の実践に向けた支援の実施等

野菜摂取量アップ対策

たばこ対策

- 禁煙（敷地内または建物）を実施している
- 職員に対する禁煙支援体制がある
- たばこ対策に関する情報提供に協力している

歯と口の健康づくり

- 歯科検診を実施している
- 歯磨き運動を展開している
- 歯と口の健康づくりに関する情報提供に協力している等

運動による健康づくり

- ラジオ体操等を週3回以上行っている
- 職員が運動できる時間的配慮や設備について支援している
- 運動による健康づくりに関する情報提供に協力している等

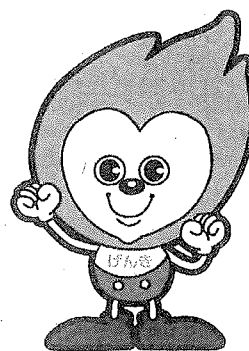
心の健康づくり

- 心の悩みの相談窓口を設置している
- 専門医に相談できる体制がある
- 心の健康づくりに関する情報提供に協力している等

その他の健康づくり

- バリアフリー対策ができている
- 献血協力事業所である等

「健康徳島21」のマスコット
キャラクター『げんきくん』



登録店舗・事業所等の状況(R6年3月末現在) 162店舗・事業所

食環境づくり				たばこ対策	歯と口の健康づくり	運動による健康づくり	心の健康づくり	その他
推奨店	食情報	支援	野菜					
17	27	16	24	134	6	31	16	38

(重複あり)

6 精神保健福祉事業

心の健康の保持増進、精神障がい者の社会参加と自立支援の基盤体制づくりに向けて、関係機関及び諸団体との連携を図りながら精神保健福祉事業を実施しています。

平成 19 年度からは、精神障がい者の地域移行支援事業、平成 24 年度は高齢入院患者地域支援事業を実施、平成 26 年度からは精神障がい者地域移行支援事業としてピアサポーターとの交流会を実施し、平成 29 年度は 2 月に、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書がとりまとめられました。「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に示された「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策をより強力に推進し、精神障害者の一層の地域移行を地域において具体的な政策手段により実現していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が明記されました。

令和 3 年 3 月「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書、令和 4 年 6 月「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書がとりまとめられ、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、基盤整備を推進しています。

この政策理念を基軸としつつ、既存の取り組み当による成果を踏まえ、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような方策を検討することが示されています。

また、自殺予防対策として県では、官民一体となる全庁挙げての自殺予防対策「自殺者ゼロ作戦」が開始されており、令和 2 年度から地域自殺対策強化事業として、若年層対策事業、人材養成事業、自殺対策事業、かかりつけ医との連携事業の 4 本柱で人材養成や普及啓発等を行っています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業を推進し、精神科病院や地域関係機関と連携を図り、退院支援を行っています。

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる 地域共生社会の実現

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指します。このため、本人の希望に応じて、
 - ◎施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実
 - ◎福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上
 - ◎調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベース整備等を推進

《精神障害者の状況》

(1) 精神障がい者入院制度とその状況

措置入院：自傷他害のおそれがある精神障がい者に対して知事の権限で行われる強制的に入院させる入院制度です。

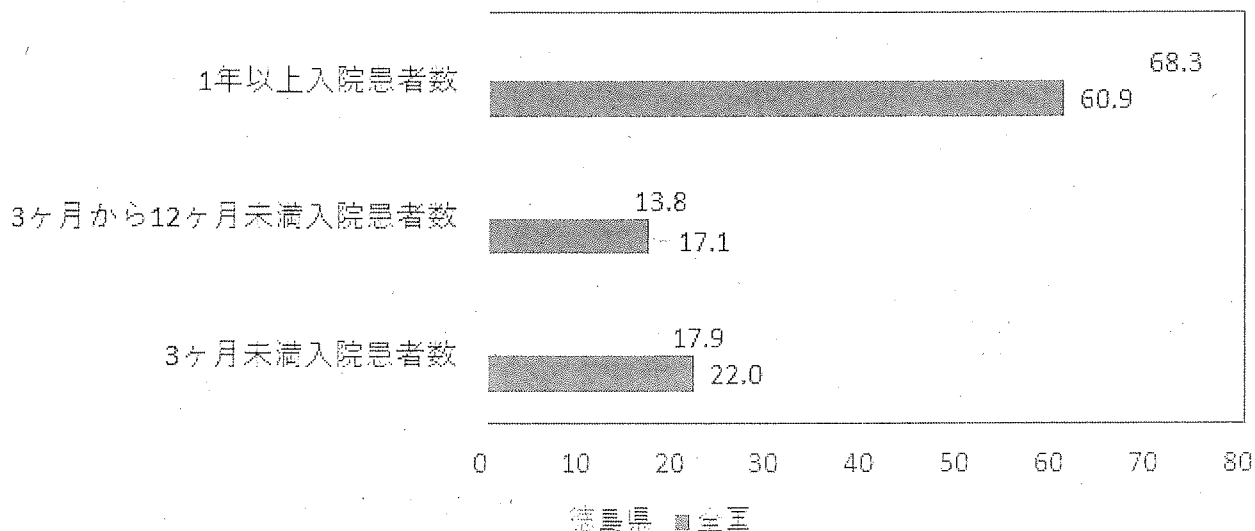
医療保護入院：本人の同意がなくても、指定医の診察及び保護者の同意によって行われる入院制度です。

応急入院：直ちに入院しなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められた場合に、72時間に限り本人の同意を得ずに入院させる入院制度です。

任意入院：精神障がい者本人の同意に基づいた入院です。 (令和4年度)

措置入院	医療保護入院届出件数		応急入院届出数
	33条第1項	33条第2項	
1	54	4	0

国・県の在院期間別在院患者の状況 (令和5年6月30現在)



精神保健福祉調査 (630 調査) からみた管内病院の在院患者の状況

(2) 精神障がい者の診察保護申請・通報・届出状況（令和6年3月31日現在）

精神障がい者やその疑いのある者について、一般からの診察及び保護申請、警察官からの通報、検察官からの通報、保護観察所の長からの通報、矯正施設の長からの通報、精神病院の管理者からの届出等があります。

診察及び 保護の申請	警察官の 通報	検察官の 通報	観察所の 長の通報	矯正施設の 長の通報	精神病院の 管理者の 届出	計
0	8	1	0	0	0	9

(3) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づくアルコール慢性中毒者
通報状況（令和6年3月31日現在）

0 件

(4) 精神保健福祉法第47条に基づく精神保健相談連絡票（令和6年3月31日現在）

10 件

(5) 自立支援給付市町別実人員数（精神障害者通院医療公費負担）（令和6年3月31日現在）

	計
美馬市	395
つるぎ町	120

(6) 精神障害者保健福祉手帳等級別実人員数（令和6年3月31日現在）

	1級	2級	3級	計
美馬市	32	123	75	230
つるぎ町	8	45	26	79

(7) 精神保健福祉相談事業

精神疾患や認知症、アルコール、思春期等の治療や社会復帰上の問題、また家族間、生活上の問題等について精神科医師および保健師が相談に応じています。

① 定期相談・定期外相談

精神科医師による定期相談、保健師による定期外相談を随時しております。

精神障がい者や家族が地域や家庭で生活のしづらさをなくすために、病気の治療、身のまわりのこと、対人関係や経済的な問題等に対し、随時に相談や支援を行っています。

延件数

種 別 相談形態		老人 精神 保健	社会 復帰	アル コ ール	薬物	ギャン ブル	ゲ ー ム	思 春 期	心の 健康 づくり	うつ ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん
定期相談	開催日数 (10)日	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
定期外 相談	電話相談	163	188	10	4	0	0	0	32	0	0	0
	面接相談	30	31	2	0	0	0	4	29	0	0	0

その他	計	計の再掲							
		ひきこ もり	自 殺 関 連	自死遺族 (再掲)	犯 罪 被 害	災 害	高次脳 機能障 がい	発 達 障 がい	治療 中断
8	11	0	0	0	0	0	0	2	2
352	749	14	143	16	0	0	29	39	1
93	189	9	28	2	2	0	3	4	3

② 家庭訪問

通院の継続や受診勧奨、社会復帰支援等を実施しています。また、関係機関に連絡し、サービスの調整を行い、精神障がい者や家族が地域で日常生活を送ることができるよう相談や支援を行っています。

() 内は実人員

種別	老 人 精 保	社 会 復 帰	アル コ ール	薬 物	ギャン ブル	ゲ ー ム	思 春 期	心の 健康 づくり	う つ ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん
件数	(4) 29	(6) 14	(1) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(3) 15	(0) 0	(0) 0	(0) 0

その他	計	計の再掲							
		ひきこ もり	自 殺 関 連	自死遺族 (再掲)	犯 罪 被 害	災 害	高次脳 機能障	発 達 障 がい	治療 中断
(20) 57	(34) 117	(3) 10	(5) 31	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(3) 4	(2) 5

《地域自殺対策強化事業》

(1) 若年層対策に関すること

若年層が精神障がい、ゲーム・ネット依存等について正しい知識を身につけ若者自身が自分の健康を守ることができるように講演会の開催を計画しました。

また、管内高等学校において、普及啓発を行いました。

回 数	内 容	参加者数
6 回 R5:7/13、11/2、 R6:1/25、2/1、 2/21、2/2	「こころの健康講座」実施 内容：精神疾患、ゲーム障害等について 講師：精神科医師、保健所保健師	438 名
2 回 R5:10/14、 10/26	高校文化祭での心の健康の普及啓発の実施 ・つるぎ高等学校にて保健展開催 ・穴吹高等学校にて保健展開催	111 名

(2) 人材育成に関すること

自殺対策に関わる人に必要な知識を普及し、スキルアップを図ることにより自殺予防に繋がっています。

① 関係職員研修

回 数	内 容	参加者数
2 回 (R5:6/27、8/29)	美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会 精神障害者支援部会における学習会 1 回目：自殺者・自殺未遂者支援学習会 2 回目：「医療保護観察制度」についての学習会 講師：徳島保護観察所社会復帰調整官	計 30 名
1 回 (R6.1.5)	自殺未遂者支援連携学習会 ※精神保健福祉センターのスーパーバイズ	計 20 名 (精神科、警察、福祉事業所、行政等)

② 自殺予防サポーター養成

回 数	対 象 者	参加者
13 回		計 692 名
R5.7.13	心の健康講座（穴吹高等学校 JRC 部生徒、教諭）	10 名
R5.9.25	ネット・スマホ依存症等（地区住民）	19 名
R5.11.2	心の健康講座（穴吹高等学校生徒、教諭）	52 名
R5.11.13	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	30 名
R5.11.14	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	26 名
R5.11.21	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	55 名

R5.11.28	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	11 名
R5.12.15	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	43 名
R5.1.25	ネット・スマホ依存等（つるぎ高等学校生徒、教諭）	144 名
R6.2.1	心の健康講座（脇町高等学校生徒、教諭）	172 名
R6.2.2	心のケアについて（脇町高等学校生徒、教諭）	4 名
R6.2.21	心の健康講座（江原北・江原南小学児童校合同）	56 名
R6.2.28	心の健康講座（河野メリクロン社員）	70 名

(3) 地域連携体制構築に関すること

① 美馬保健所自殺対策連絡協議会（地域精神保健医療福祉連絡協議会と同時開催）

管内の自殺予防対策を検討するとともに、関係機関の連携を図ることを目的として開催しています。

回 数	協 議 内 容	参加者
1回 R6.2.20	美馬保健所自殺対策連絡協議会 (地域精神保健医療福祉連絡協議会)	33名

② かかりつけ医と精神科医との連携構築事業

産婦人科と精神科との支援連携体制づくりに関する事例検討会・作業部会

妊産婦のメンタルヘルスの支援体制構築に向け、産婦人科、小児科、精神科医療と行政が協力し、事例を通とおした情報共有を行い、支援体制を整えました。

回 数	内 容	参加者数
1 回 R6.2.1	産婦人科と精神科との支援連絡体制づくり連携会議	32 名

③ 地域関係機関との自殺対策

回 数	内 容	参加者数
4 回 (R5.8.1 R5.8.10 R5.9.5 R6.3.6)	はあとケア相談会 心と体の健康相談、血圧測定、パンフレットの配布 等	計 27 名

(4) 若者の心のピアスタッフ養成事業

徳島県内において自殺率の高い西部圏域における自殺対策事業（三好保健所との共同事業）
若い世代の自殺予防を推進するため、高等学校と連携し、「こころのピア」を養成するとともに、若者（高等学校生）自身が、自分の周囲で悩んでいる友人などの相談に応じたり、大人への橋渡しをするなど、身近な立場で自殺予防を実践できるよう支援しています。

回 数	内 容	参加者数
1 回 (R5.11.12)	こころのピア養成講座 講師：日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会 認定養成者 齋藤 啓子 氏 とくしま思春期ピアカウンセラー 4名	計 12 名 (高等学校生徒 5 名 講師 5 名、保健所 2 名)

《精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム》精神障がい者地域共生総合支援事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関と連携し、障がい者が地域において、より良い生活が送れるよう支援するとともに、地域での啓発活動を実施しています。

(1) 連携体制構築に関すること

① 地域精神保健医療福祉連絡協議会（地域自殺対策連絡協議会と同時開催）

関係機関・家族等が精神保健福祉事業の施策や連携のあり方、さらに精神保健福祉の体制づくりについて情報交換や検討を行い、障がい者が地域においてよりよい生活が出来ることを目指しています。

開催回数	内 容	参加者数
1回 (R6.2.20)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての 取組	33 名

② ピアサポート活動

回数	内 容	参加者
5 回 (R5:5/25、6/30、 7/27)	桜木病院ピアサポーター養成講座	計 9 名 (ピアサポーター)
2 回 (R5.11.20 R6.2.16)	ピアサポーター交流会 (藍里病院、ワークサポートやまなみ、桜木病院)	計 45 名 (ピアサポーター、 精神科職員、福祉 事業所、行政等)

③ 当事者支援

回 数	内 容	参加者数
1 回 (R5.7.26)	精神障がい者体験発表、交流会 「障害を持って生きる～自分の経験から思うこと～」	21 名 (生徒、教諭、行政等)
1 回 (R6.2.20)	地域精神保健医療福祉連絡協議会における当事者発表 (ピアサポーターの紹介と活動報告)	33 名
1 回 (R6.2.27)	つるぎ町保健師研修会における当事者発表 (ピアサポーターの紹介と活動報告)	13 名

(2) 精神障がい者との交流事業

① 高校文化祭での交流会

管内にある高校を対象に、地域で生活している精神障がい者との交流会を行いました。

回 数	内 容	参加者数
1回 (R5.10.26)	穴吹高等学校文化祭で生徒と精神障がい者によるバンド演奏	生徒、地域活動支援センター まいか利用者と職員

② 交流会

地域活動支援センターやよい寮にて、実際に通所者とのふれあいを通して、精神障がいに対する理解を深められるよう、交流会を開催しました。

回 数	内 容	参加者数
8 回 R5.7.13	心の健康講座（穴吹高等学校 JRC 部生徒、教諭）	10 名 学生 9 名、教諭 1 名
R5.5/22、6/6 7/24、7/25、8/29 10/4、10/6	ふれあい交流会 地域活動支援センターまいか 地域活動支援センターやよい寮 造花の組立作業、ボッチャの説明・実践	計 53 名（延べ） 学生 8 名、生徒 20 名、利用者 21 名、教諭 4 名

(3) 処遇困難事例検討会の開催

地域の障がい者が自立した日常生活や社会参加を送ることができるように具体的な支援のあり方について検討しています。

事例数	回数	関 係 機 関	検 討 内 容
11	16	精神科病院、警察、相談支援事業所、 社会福祉協議会、福祉事業所市町等	・情報共有 4件 ・在宅支援 4件 ・退院調整 8件 ・その他 0件

(4) 市町との連携

美馬市・つるぎ町障害者自立支援協議会・定例支援会議、運営会議、課題検討部会（市町）

自立支援協議会：障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置。中立かつ公平な相談支援事業所の運営評価の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、もって公共の福祉の増進を図っています。

定例支援会議：美馬市、つるぎ町に居住する障がい児、障がい者に関する福祉、就労、保健、医療等の各サービスを総合的に調整、推進することを目的に実施しています。

運営会議・課題検討部会：運営会議は、定例支援会議についての方向性について調整等を実施し精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて協議の場が持たれました。保健所保健師は、委員として各会議に参画し、連携・支援しています。

参加回数	内 容
6回 R5: 5/16、7/11、9/12、 11/14 R6: 1/16、3/12	美馬市・つるぎ町障害者自立支援協議会（定例支援会議） (1) 各相談機関の相談状況について (2) 課題検討会議の報告について (3) 情報交換等
12回 R5: 4/4、5/9、6/6、7/4、 8/1、9/5、10/3、 11/7、12/5 R6: 1/9、2/6、3/5	美馬市・つるぎ町障害者定例支援協議会（運営会議） (1) 定例会の調整について (2) 課題検討部会の調整について (3) 情報交換等
5回 R5: 4/25、6/27、8/29、 12/26、 R6: 2/27	美馬市・つるぎ町障害者自立支援協議会（精神障害者支援部会） (1) 今後の活動方針について (2) 今後の課題について
1回 R5.10.30	美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会（精神障がい者地域生活支援連絡部会） (1) 精神障がい者地域生活支援連絡部会の設置について (2) 美馬市・つるぎ町における地域の現状について (3) 精神障がい者を取り巻く地域の課題について (4) 課題解決のための対応策や取り組みの検討について
1回 R6.2.13	美馬市・つるぎ町障害者自立支援協議会（全体会）

《高次脳機能障がい支援》 障がい者地域生活支援事業

① 普及啓発

回数	内 容
1 回	パネル展(期間：R5.9.4～R5.9.19) ちらし、パンフレット等の掲示、パネル展示、交流会案内等

② 勉強会及び座談会

回数	内 容	参加者数
1回 (R5.9.16)	交流会	計 30 名

《その他の事業》

(1) 心の健康づくり講演会（特定非営利活動法人「美馬心の健康を考える会」との共催事業）

地域住民自身が心の健康を高めるために必要な正しい知識の普及に努めています。

回数	内 容	参加者
1 (R6.1.21)	映画「梅切らぬバカ」 ※映面上映による障がい者への理解や知識の普及啓発	320 名

(2) 健康教育の実施

回数	内 容	参加者数
13 回		計 692 名
R5.7.13	心の健康講座（穴吹高等学校 JRC 部生徒、職員）	10 名
R5.9.25	ネット・スマホ依存症等（地区住民）	19 名
R5.11.2	心の健康講座（穴吹高等学校生徒、教諭）	52 名
R5.11.13	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	30 名
R5.11.14	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	26 名
R5.11.21	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	55 名
R5.11.28	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	11 名
R5.12.15	自殺予防サポーター養成研修会（民生委員）	43 名
R5.1.25	ネット・スマホ依存等（つるぎ高等学校生徒、教諭）	144 名
R6.2.1	心の健康講座（脇町高等学校生徒、教諭）	172 名
R6.2.2	心のケアについて（脇町高等学校生徒、教諭）	4 名
R6.2.21	心の健康講座（江原北・江原南小学校児合同）	56 名
R6.2.28	心の健康講座（河野メリクロン社員）	70 名

(3) 酒害相談

アルコール依存症の当事者や家族の相談に応じたり、断酒会の紹介を行っています。徳島県断酒会穴吹支部は、アルコール依存症等で悩み、断酒を決意した仲間が集まりそれぞれの体験を語り合うことにより、仲間や家族との協力の力で断酒を続けようとする組織です。この組織に対して協力支援をしています。

	例 会
回 数	9
延 人 員	104

《地域の関係団体への支援》

(1) 地域活動支援センターへの支援

障がい者が通所し、生活の自立を目指したり、仲間づくりや憩いの場でもある地域活動支援センターの支援を行っています。

名 称	内 容
地域活動支援センター美馬地区共同作業所やよい寮	相談、連絡等

(2) 特定非営利活動法人「美馬心の健康を考える会」への支援

特定非営利活動法人「美馬心の健康を考える会」は、美馬市及びつるぎ町住民の心の健康づくりを行うほか、地域活動支援センター「やよい寮」の運営を通じて、精神障がい者の自立訓練の場を提供したり、精神保健ボランティアの育成に関する事業を行うことにより、心の病を持つ人が地域の中で暖かく受け入れられ、共に生活できる住みよい地域社会の実現を目指し活動しています。美馬保健所では、この法人の活動を支援しています。

① 特定非営利活動法人「美馬心の健康を考える会」総会

開催回数	内 容
1 回 (R5.7.14)	令和4年度事業報告・収支決算報告・監査報告について 定款の一部変更について、役員改選について 令和5年度事業計画・収支予算（案）について ※7/7「美馬心の健康を考える会」第1回理事会開催

② 講演会等普及啓発（美馬保健所「心の健康づくり講演会」と共催）

精神保健福祉の普及啓発のために、講演会・研修会を開催しています。

③ 精神保健ボランティア活動

精神保健ボランティアメンバーの活動の様子を見学、メンバーから意見・要望を聞き、今後の活動支援について検討・計画しています。

④ 地域活動支援センター美馬地区共同作業所「やよい寮」の運営

作業所を運営し、在宅精神障がい者の自立への訓練の場を提供しています。

開所日数	内 容	参加者(延数)
240日	在宅精神障がい者の自立訓練の場を提供（作業・生活訓練等）	1,935名

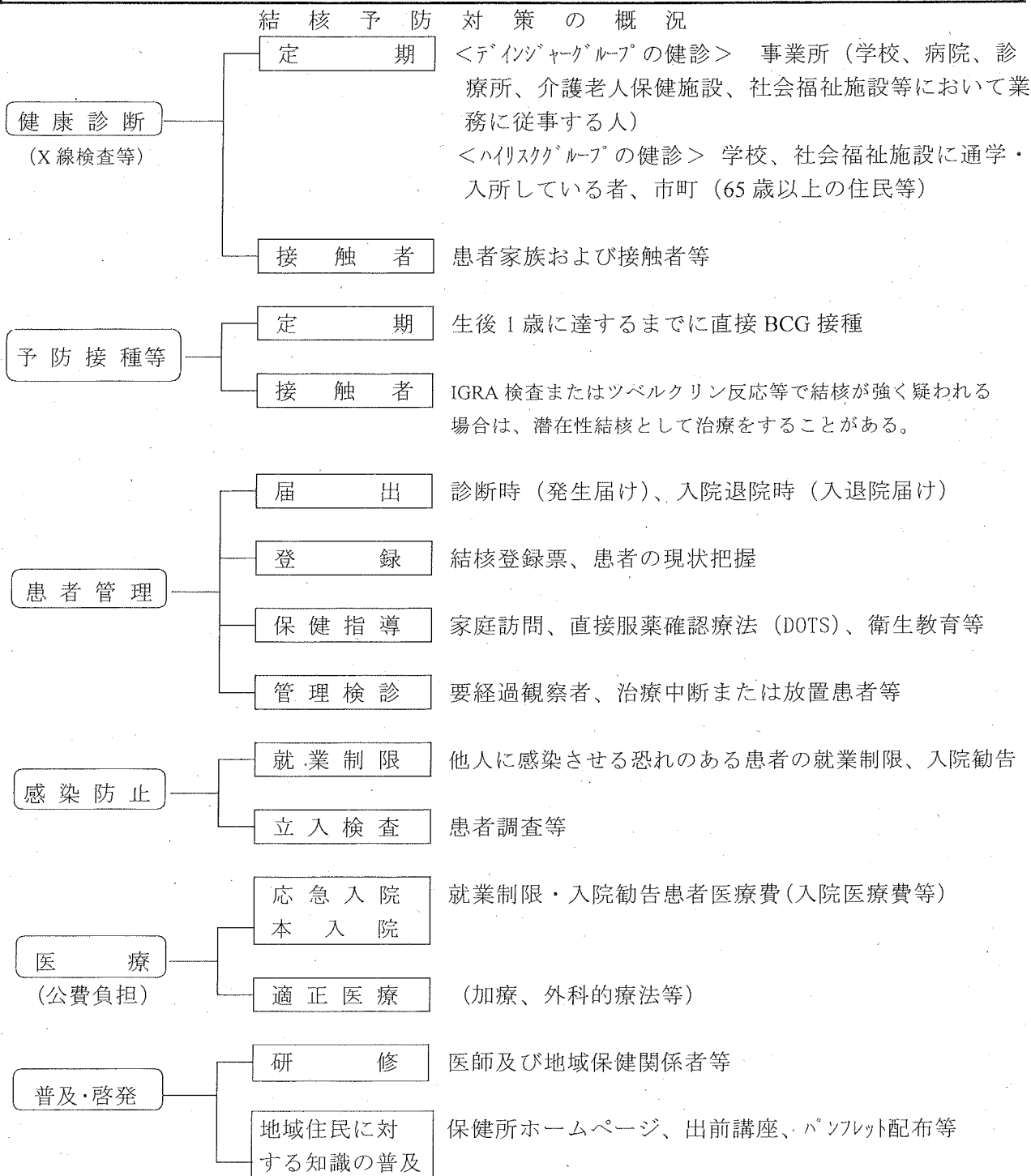
⑤ 情報提供

機関紙「ふれあい」の発行

7 結核予防事業

感染症法に基づき、定期及び接触者健診を行い、患者の早期発見を行うとともに、結核患者及び家族に対し医療費の公費負担制度の活用や保健指導による健康管理、また、正しい知識の普及啓発等により結核予防を推進しています。

管内における最近の結核の状況については、全結核罹患率及び全結核有病率は、減少しています。主な事業として、①結核定期健康診断及び接触者の健康診断②結核患者管理等保健指導③結核医療給付④結核に関する普及啓発等を行っています。



(1) 定期・接触者 結核健康診断、定期予防接種の受診状況

区 分		対 象 者 数	実 施 者 数	受診率 (%)	健 康 診 断 の 内 容					B C G 接 種	被発見者	
					胸部X線撮影		ツ 反 検 査	喀痰 検査	IGRA 検査		患 者	恐れ 有り
					間 接	直 接						
定 期	乳 児	136	136	100%				0		136	0	0
	一般住民	35,747	1,911	5.3%	1,599	312		107			0	0
	高等学校	356	356	100%	210	146		0			0	0
	施 設	647	617	95.4%	92	525		1			0	0
	事 業 所	2,430	2,335	96.1%	190	2,145		0			0	0
	小 計	39,316	5,355	13.6%	2,091	3,128		108		136	0	0
接 触	患者家族	8	8	100%	0	1	1	0	7	0	1	0
	接 触 者	2	2	100%	0	1	0	0	1	0	0	0
管 理 検 診		8	8	100%	0	8	0	0	0	0	0	0
小 計		18	18	100%	0	10	1	0	8	0	1	0

(2) 市町別一般住民定期健康診断の実施状況

市 町 村 名	対 象 者	受 診 者 数	受 診 率 (%)
美 馬 市	29,719	1,640	5.5%
つ る ぎ 町	6,028	271	4.5%
計	35,747	1,911	5.3%

(3) 結核登録者の推移

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録患者数	19	14	18	13	7
活動性全結核患者数	5	3	3	7	1
有病率（人口10万人対）	13.8	8.4	8.6	20.5	3.0
新登録患者数	9	5	6	5	1
罹患率（人口10万人対）	24.8	14.0	17.2	14.6	3.0

罹患率：1年間に発病した患者数を人口10万対で表したものです。

有病率：年末現在において治療を要する患者数をその年の人口（10月1日現在の総人口）で除して表しています（人口10万対率で表す）。

(4) 結核登録者の状況（令和5年末現在）

登録患者総数	肺 結 核 活 動 性			肺外結核 活 動 性	不活動性 結 核	不 明
	喀痰塗抹 陽 性	そ の 他 の 結核菌陽性	菌 陰 性 そ の 他			
7	0	0	0	1	6	0

(5) 結核新登録者の状況（令和5年）

新登録患者総数	肺 結 核 活 動 性			肺外結核活動性	潜在性結核 (新患には含まず)
	喀痰塗抹陽性	その他結核菌陽性	菌陰性その他		
1	0	0	0	1	1

(6) 医療給付事業

- ① 感染症診査協議会診査結果 (三好保健所で毎月第1、3木曜日に午後2時30分から開催)
 感染症診査協議会は、就業制限の適否(法第18条1項)、入院勧告の適否(法第19条及び20条)、入院していただく期間及び結核患者の医療に関する費用負担の適否について審議する。
 その構成及び運営は、「徳島県感染症診査協議会条例」による。

申請件数	合格件数	不合格件数	承認件数	不承認件数
7	7	0	7	0

② 結核医療給付状況(第37条第2項)

申請件数	合格件数	不合格件数	承認件数	他の医療制度等により 不承認となった件数
7	7	0	7	0

③ 入院勧告措置状況(37条)

申請件数	合格件数	不合格件数	承認件数	他の医療制度等により 不承認となった件数	令和5年末 入院勧告者数
0	0	0	0	0	0

注) 入院勧告とは、同居者等への感染防止と患者に対しての徹底した治療を行うことを目的として、県知事が当該患者に対して病院へ入院することを勧告する制度。

④ 定期病状報告書の状況

件数	要医療者	経過観察者
4	0	4

注) 定期病状報告とは、定期及び定期外検診や医療機関で検診を実施していれば、検診実施者と密接な連携をとり過度の重複がないように病状や指導区分を確認します。

(7) 結核対策特別促進事業

結核有病率等の高い地域において重点的な予防措置を講ずることにより、結核の早期発見と予防の普及啓発を図っています。

事業名	事業内容
結核の治療率向上事業	症例検討会の開催 5回 実施日 ①令和5年6月20日(火) ②令和5年8月29日(火) ③令和5年10月3日(火) ④令和5年12月19日(火) ⑤令和6年2月20日(火) 場 所 国立病院機構 東徳島医療センター 出席者 呼吸器科医師、病棟師長、薬剤師、ソーシャルワーカー、担当保健師等
	症例検討会の開催 2回 実施日 ①令和5年6月19日(月) ②令和5年12月12日(火) 場 所 国立病院機構 東徳島医療センター 出席者 呼吸器科医師、病棟師長、薬剤師、ソーシャルワーカー、担当保健師等

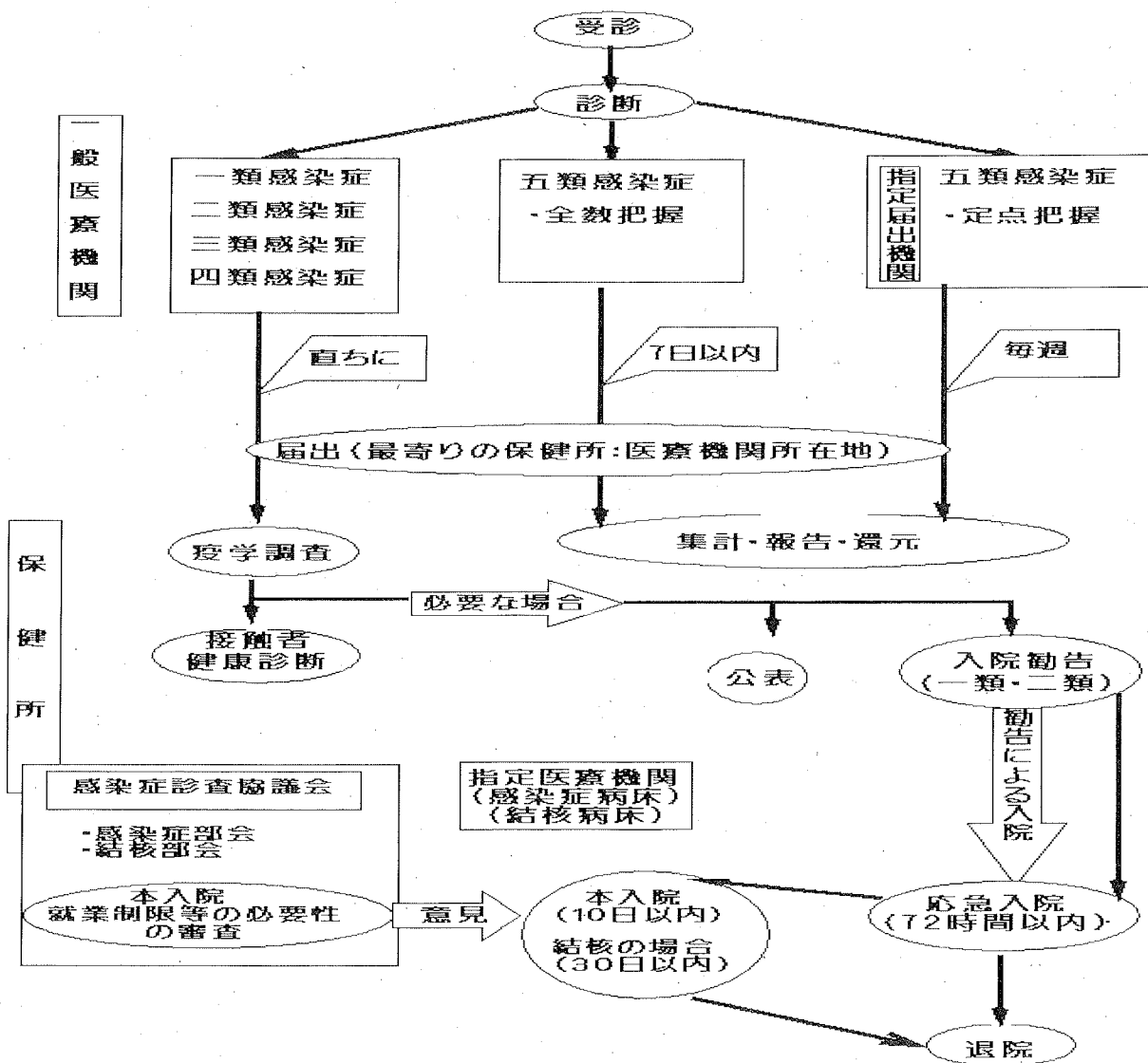
8 感染症対策事業

平成 11 年 4 月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、感染症の発生予防及び発生時の適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っています。

平成 29 年度は、香川県の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、本県でも対策を見直すとともに、マニュアルを改訂し、会議や研修会等を行っております。新型インフルエンザ対策としては、国の「平成 29 年度新型インフルエンザ等対応訓練」と連動し、徳島県でも行動計画及びマニュアルに基づき、新型インフルエンザの情報伝達訓練と実働訓練が実施されました。

保健所では、各感染症対策としての所内体制の整備、対策用物品の備蓄等を行い、また、所内研修、各関連機関との連携をはかり、感染症予防と感染拡大防止、及び感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

感染症法における医療機関対応のフロー図



(1) 感染症発生動向調査

医師等の医療関係者の協力のもと、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その結果を提供することで感染症予防事前対応体制の構築に資することを目的としています。

① 医療機関からの報告

感染症発生動向調査事業として、一類、二類、三類、四類感染症を全医療機関から直ちに、五類感染症（全数報告）は7日以内に、五類定点報告感染症は週報・月報として報告を受け、保健所→県→国へ報告をしています。その報告の集計をもとに、感染症発生動向調査情報が県を通じて保健所や関係機関に還元されています。

- ・全数報告：全医療機関
- ・定点報告：管内定点医療機関

小児科定点 2 医療機関（半田病院・としま小児科）
インフルエンザ定点 3 医療機関（半田病院・としま小児科・成田病院）
基幹病院定点 1 医療機関（半田病院）

② 感染症発生状況と対応状況

感染症法に基づき、感染症発生時における患者・家族等へ積極的疫学調査、保健指導等の実施とともに適正な防疫措置により感染症の蔓延を防止しています。

1) 全数報告感染症

令和5年度においては、2類感染症の結核が3件、3類感染症の腸管出血性大腸菌感染症が1件、梅毒2件報告されています。

2) 定点報告感染症

ヘルパンギーナは、令和5年第24週(6/12～6/18)に警報が発令され、令和5年第31週(7/31～8/6)に警報が解除されました。

(2) 感染症相談支援

患者及び家族に対して、発生予防や発生時の対応について相談支援を行っています。

単位：件

種別	感染症	結核	予防注射	その他	計
相談（延件数）	306	112	0	0	418

コロナ対応として、一般相談件数 106件、施設立入調査件数 23件

住民の一般相談に応じるとともに、高齢者施設や医療機関等に対しては、立入り調査を実施し、感染拡大防止に努めました。

(3) 感染症対策研修会

医療機関及び高齢者・障がい者施設の実務担当者に対して、感染症予防に関する知識や対策の実際について啓発していくことにより、管内の感染症対策を推進しています。

開催日	出席者数	内 容	場 所
R5.6.21	現地参加 (17名) オンライン参加 (25名)	令和5年度 感染症対策研修会 対象者：美馬保健所管内の医療機関、高齢者・障がい者施設、市町等 講 演：「熱中症予防について」 講 師：大塚製薬工場 今村 友哉 氏 講 演：「感染症対策について」 講 師：徳島県立三好病院 感染管理認定看護師 吉川 みどり 氏 演 習：「個人防護具(PPE)着脱訓練」 講 師：徳島県三好病院 感染管理認定看護師 吉川 みどり 氏	美馬庁舎 2F 大会議室 (ZOOM にてハイブリッド開催)

また、管内の各関係機関の依頼により、実技を交えた研修会を実施し、より実践的な感染症対策を推進しています。

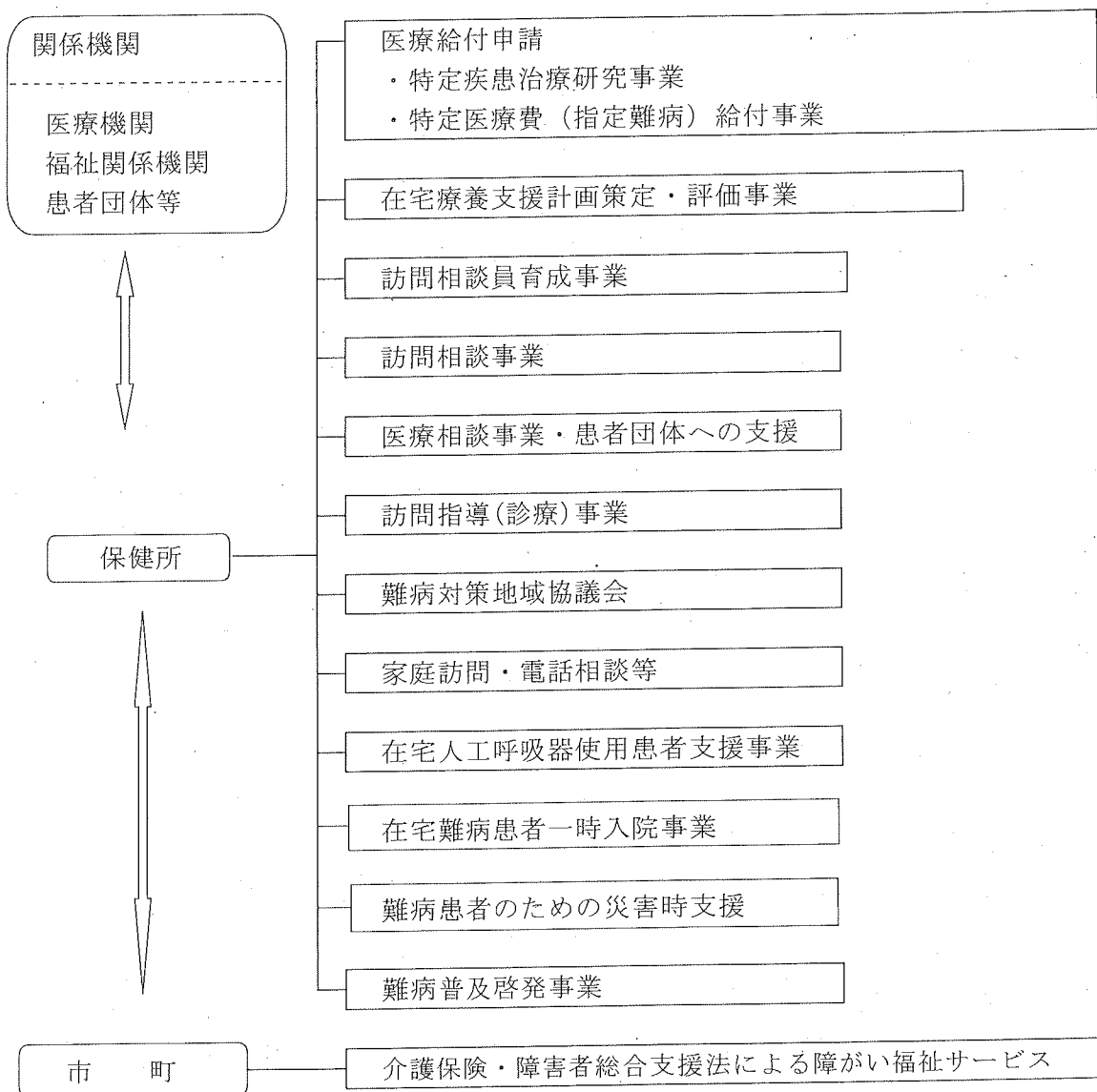
開催日	出席者数	内 容	場 所
R5.7.20	31 名	感染症出前講座 内 容：感染症対策と熱中症について 講 師：美馬保健所 健康増進担当 保健師 1 名 対象者：ルキーナうだつ職員（看護師、介護士など）	ルキーナうだつ 現地
R5.11.21	20 数名	感染症出前講座 内 容：ノロウイルス感染症対策について 講 師：美馬保健所 健康増進担当 保健師 2 名 対象者：ルキーナうだつ職員（看護師、介護士、指導員、事務員、外国人実習生など）	ルキーナうだつ 現地

9 難病対策事業

難病患者・家族の療養上の不安の解消に努め、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るための事業を推進しています。

また、難病患者の医療費の軽減を図るための特定医療費（指定難病）受給者証交付申請受付業務も実施しています。

難病対策の概要



(1) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅の重症難病患者に対して、個々の実態に応じた効果的な保健・医療・福祉サービスの提供を行うための計画策定・評価を行います。

開催回数：4回

疾患名	対象者数	実施回数	参加者（参加関係機関）
筋萎縮性側索硬化症	2名	2回	患者・家族、居宅介護支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、保健所
進行性核上性麻痺	1名	2回	

② 訪問相談員育成事業

難病患者やその家族に対する、療養生活を支援するための相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と質の向上を図るため、関係職員の育成を行います。

実施日	事業名	概要	参加者数
R5.6.30	令和5年度第1回 つるぎ町介護支援専門員 連絡会	演題：難病に関する制度や災害時支援について 参加者：保健師、ケアマネジャー等	13

③ 訪問相談事業

在宅の重症難病患者・家族の精神的負担の軽減を図るため、看護師等有資格者に在宅難病患者訪問相談員として派遣し、日常生活上及び療養上の悩み等について、相談や情報提供等の援助を行っています。

令和5年度は実績なし。

④ 医療相談事業

難病患者等に対し、難病に関する専門の医師、歯科医師、理学療法士、社会福祉士、歯科衛生士等医療相談班を編成し、地域の状況を勘案の上、相談事業を実施しています。また、難病患者及び家族等を対象に、医療や療養に関する相談会や講演会等の機会を設けています。

実施日	事業名	概要	参加者数
R5.10.15	難病医療講演会・ 医療相談会	1. 医療講演会 演題：「全身性エリテマトーデスの治療について」 講師：徳島市民病院 岸 潤 先生 2. 医療相談会 医師・理学療法士・ソーシャルワーカー・ピア相談員から構成された相談班が個別で参加者からの相談に対応。 相談内容：症状、治療、福祉制度について等	6

⑤ 訪問指導（診療）事業

要支援難病患者やその家族等に対して、在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門医、主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問指導（診療）班を構成し、訪問指導（診療）を実施しています。

実施日	実施回数	延人数	概 要
該当者なし	0	0	

⑥ 難病対策地域協議会

徳島県西部圏域における難病の患者への支援体制に関係する課題について情報を共有し、地域の実状に応じた体制の整備について、難病及び小児慢性特定疾病に関する学識経験者や関係機関・団体・行政機関等より委員に選出された者によって、年に1回協議会を開催しています。

会議名	実施日	委員数	開催方法	協議事項
徳島県西部圏域難病対策地域協議会	R6.2.19	15名	Webおよび 現地開催	(1) 難病患者の現状及び課題について (2) 小児慢性特定疾病患者の現状及び課題について (3) とくしま難病支援ネットワークからの課題について (4) その他

(2) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の現状

① 受給状況

単位：件

受給者数	441
------	-----

※特定疾患医療受給者証所持者 0名

(令和6年3月31日現在)

② 社会活動状況

単位：件

在宅	入院	入所	その他	不明	計
383	31	21	0	6	441

(3) 難病相談支援

難病患者やその家族等の療養上の不安を解消するために、様々な相談支援を行っています。

① 各種相談

単位：件

種 別	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事栄養	歯科	その他	計	実件数
面接相談（延件数）	684	11	2	1	0	0	0	0	0	698	494
電話相談（延件数）	302	87	11	4	0	0	0	0	0	404	243

② 地域交流会等の（自主）活動に対する支援

同じ病気を持つ患者同士の学習の場づくりや自主活動ができるよう支援します。

内 容	回 数	延人数
対象者への情報提供	2 回	37 名
患者会開催援助、自主活動支援	0 回	0 名

(4) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、患者の実態把握と訪問看護の方法などに関する研究を目的に行っています。

対象者数	疾患名	訪問看護ステーション	回数
1 名	筋萎縮性側索硬化症	3 か所	149 回

(5) 難病普及啓発事業

難病に関する県民の理解促進を図るため、平成 28 年度より毎年 6 月を「徳島県難病対策普及啓発月間」と設定しています。

街頭啓発や、保健所ロビー展、医療講演会、相談事業等の啓発に取り組むとともに、「ヘルプマーク」を導入するなど、難病患者を支える意識の高揚を図ります。

(6) 難病患者のための災害時支援

平時から災害時まで、重症難病患者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、難病知識の共有、支援体制の強化を図ります。

10 その他疾病対策事業

(1) エイズ相談事業

相談・検査を実施することで感染の早期発見、早期治療につなげるだけでなくエイズのまん延の防止を図ることを目的としています。平成19年6月1日より、利用者の利便性を考え、即日検査を導入しました。 ※相談者のプライバシーを十分配慮しています。

相談日時 定期：毎月第2・4水曜日 10時～11時、費用：無料

定期外：検査普及週間、世界エイズデー関連行事で相談検査実施

	実施回数	検査実施数	確認数
定 期	24	10	0
定 期 外	2	0	0

	来所相談	電話相談	計
男性	7	17	24
女性	2	0	2

(2) エイズ対策促進事業

エイズに関する正しい知識について普及啓発し、まん延の防止を図っています。特に学校と連携した教育を実施するなど若者のエイズ予防に関する関心を高めるための住民への啓発及び管内小中学・高校におけるエイズ教育定着化事業を展開しています。

事業内容	実施日	備 考
1. 学校祭での啓発	令和5年10月14日 令和5年10月26日	生徒・職員・生徒の保護者を対象に啓発物の展示・配布を実施。 場所：つるぎ高等学校 場所：穴吹高等学校
2. 臨時エイズ相談検査開設	令和5年6月14日 令和5年12月13日	定例検査日に臨時検査を実施。 HIV検査受検者：0名 HIV検査受検者：0名
3. エイズ啓発ポスター、パンフレット等の配布		HIV検査普及週間、世界エイズデーにあわせて、美馬市立図書館等にポスター、啓発グッズを配布
4. エイズ啓発パネル展示		HIV検査普及週間、世界エイズデーにあわせて、所内、美馬市立図書館等にエイズ啓発コーナーの設置。
5. 保健所ホームページへの掲載		HIV検査普及週間、世界エイズデーに関連して普及啓発。

(3) 肝炎ウイルス検査相談事業

定例検査及び相談

B 型及び C 型肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見し、早期治療につなげるため、平成 19 年 12 月 3 日から無料で検査を実施しています。平成 25 年 4 月 1 日から県が委託した医療機関において、肝炎ウイルス検査を無料で受けることができるようになっています。

	実施回数	検査人員	備 考
B 型肝炎ウイルス検査	24	5	毎月第 2・4 (水) 11 時～12 時
C 型肝炎ウイルス検査	24	5	相談件数 136 件

※相談に関しては、肝炎検査についての相談は少なく、肝炎治療特別促進事業についての相談が主でした。

(4) 肝炎治療特別促進事業

B 型及び C 型肝炎ウイルスの除去を目的とする医療を必要とする方の申請により、対象医療の自己負担上限額（月額）を越える費用を公費で助成する制度です。

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

受給者数	43
------	----

	新規	更新	再治療	再交付・変更・追加
承認	8	35	0	15
不承認	0	0	0	
審査中	2	1	0	

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の自己負担軽減を図り、最適な治療選択のための研究を促進する事業を行っています。

申請内容	新規	更新
人数	0	1

(6) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

B 型及び C 型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方が、肝疾患専門医療機関を早期に受診し早期に適切な治療を開始できるよう、必要なフォローアップ及び検査費用の助成を行います。

申請内容	初回精密検査	定期検査
申請人数	0	1

(7) 梅毒血清反応検査

梅毒の予防及び感染症の早期発見、早期治療を進め、まん延防止を図ることを目的に、検査を無料で実施しています。

	実施回数	検査実施数
定 期	24	4

(8) 原爆被爆者対策事業

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に対して、被爆者健康手帳を交付し被爆者の健康管理のための健康診断、原爆の障害作用による病気やけがに対する医療の給付、各種手当の支給申請及び相談等を行っています。

① 被爆者健康手帳の交付

手帳所持者数	2 名
--------	-----

(令和 5 年度末現在)

② 一般健康診断の実施

定期健康診断（年 2 回）、希望による健康診断（年 2 回の内 1 回はがん検査）が受けられます。

定期健康診断（一般検査）の実施状況

回 数	対象者数	受 診 数	検 診 結 果		
			異常なし	要経過観察	要精密
1 回目	1	0	0	0	0
2 回目	1	0	0	0	0

③ 各種手当等の申請

原爆の障害作用の影響を受け、今なお特別の状況にある被爆者の方の福祉を図るため医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当等があります。

給申請状況

区 分	介護手当
受給者延人数	12

(9) 石綿の健康被害救済給付に係る委託業務

石綿による健康被害救済に関する法律に基づく救済給付の申請・請求の受付業務をしています。

健康相談	申請等受付
0 件	0 件

(10) 骨髄バンク事業

骨髄バンク事業に関する普及啓発やドナー登録会を開催しています。

骨髄バンク登録

実施場所	登録人数	備考
保健所窓口登録	0 件	毎月第 2・第 4 水曜日 午前 11 時から正午まで
献血並行型登録会	2 件	美馬庁舎

広報・啓発業務

ポスター掲示、啓発グッズの配布

美馬保健所管内の高校文化祭、献血並行型登録会、保健所内にてポスター掲示と啓発グッズの配布を実施しました。

11 保健師活動

(1) 保健師活動状況

平成 18 年に県の出先機関再編により、保健師は、西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所庁舎）医療企画担当と健康増進担当に配属されました。

そこで、保健所保健師は、従来に増して、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することが求められており、広域調整、調査研究、情報の収集・分析・提供、教育研修等に重点を置いた保健活動となっています。

医療企画担当は、地域保健医療福祉に関する企画調整を担い、健康危機管理体制の整備を図っています。健康増進担当は、結核・感染症、精神保健福祉、母子保健、難病対策を推進し特に、管内の課題となっている糖尿病対策は、保健所の重点事項として取り組んでいます。

市町支援については、ヘルスプロモーションの理念に基づいた「市町健康増進計画」の策定及び進行管理等の支援をしています。

保健師体制 保健師数 10 名 （保健医療担当 1 名 医療企画担当 1 名 健康増進担当 8 名）

① 保健師活動状況割合（令和 5 年 6 月、10 月に調査）

割合（%）

分類	直接対人支援					地域・組織支援				人材育成				
項目	家庭 訪問	健康相談 保健指導	健康 診査 ・ 予防 接種	集団健康 教育、 教室活動、 グループ 支援	地区 組織 活動	担当 地区 の地 区診 断	コー ディ ネー ト 個別	コー ディ ネー ト 地域	人材育成 体制構築、 研修会企 画・実施、 OJT 指導	実習 学生 ・研 修生 への 教育	保健師等 学校養成 所での指 導	研修 等への 参加		
R5	3.5	0.6	11.1	0.2	3.6	0.3	0.7	1.6	6.8	2.9	3.0	0	3.1	
施策管理・業務及び組織マネジメント										健康危機 管理	業務 連絡 ・事 務	その 他	計	
事業・ 施策の 企画立 案・評 価	保健福 祉計画 等の策 定・評 価	業務管 理、組 織運営 管理	人事 管理	予算 管理	議会 対応	施設立 入検査 ・管理 指導等	学会発 表等で の保健 活動の 発信	調査・ 研究等 の依頼 への協 力	平時 の対応	発生 時の 対応				
6.4	1.2	4.1	2.3	1.5	0	2.7	3.1	0.5	5.0	0.2	35.1	0.5	100	

令和 5 年度も、前年度に引き続き、新型インフルエンザの関係等で連絡調整の割合が多くなっています。

健康づくり分野及び精神保健分野でも、関係機関との地域ケア体制の構築・整備・維持などの活動を推進している状況です。

② 対象別訪問件数(令和5年度)

種別	感染症	結核	精神障害						心身障がい	難病	小児慢性特定疾患	生活習慣病	寝たきり老人	その他の疾患	母子保健						その他	計
			社会復帰	老人精神保健	アルコール	ギャンブル	その他	再掲 ひきこもり							妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児		
実人員	16	4	9	18	1	0	32	3	0	11	0	0	0	0	1	5	4	1	0	0	0	102
延人員	23	5	25	27	1	0	53	8	0	21	0	0	0	0	1	5	4	1	0	0	0	166

保健師の対象別訪問件数は精神障がい者、結核・感染症、難病等保健所に求められるより専門分野への関わりを重点的に実施しています。

③ 管内市町保健師、管理栄養士配置状況

R6.4.1 現在

市 町 別	美馬市	つるぎ町	計
保 健 師	15	7	22
地域包括支援センター	(再掲 4)	(再掲 1)	(再掲 5)
管理栄養士	3	1	4

VIII 学会発表

自殺未遂者支援における保健所保健師の役割について

増田 勝江¹⁾、西谷 範子¹⁾、原 美智代¹⁾、大木元 繁¹⁾、多田 美由貴²⁾

1) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所） 2) 徳島大学大学院医歯薬学研究部地域看護学分野

1. はじめに

自殺は、本人の将来が断ち切れ、家族など周囲の人に心的外傷を与える悲しい出来事である。

保健師をしていると少なからず自殺者や自殺未遂者に関わることがある。今回、初めて自殺未遂者へ関わる中で、支援について考え悩み、保健所保健師としての役割について考察を行ったので報告する。

2. 事例概要

事例対象者は、70代男性。妻と2人暮らし。山間部で生活している。隣近所との交流は希薄で、妻以外の家族や親族とも疎遠状態である。

精神疾患の既往はない。自殺を図る半年程前に転落事故による頭部外傷等を負い長期入院となった。入院中から自殺念慮があったため、退院時カンファレンスを行い、関係機関の見守り体制を整えた。事故により、今までの自立した生活にやや支障をきたす状況となった。そのことを悲観した本人は、受傷半年後に「動けんやつはクズ」と発言し、自殺を図るという事態となった。

関係機関の職種は、精神科医師、精神保健福祉士、看護師、内科医師、警察官、社会福祉協議会ケアマネジャー、社会福祉士、保健センター保健師、保健所保健師である。

なお、倫理的配慮については、個人情報保護と発表について対象者に口頭で説明し、同意を得た。

3. 自殺未遂後の対応・取り組み

①自殺未遂直後の支援

自殺未遂直後、再び自殺未遂を繰り返すのではないかという関係者の不安の中で保健所保健師の対応を求められた。早急に対象者の安全確保が優先と判断し、警察と連携し精神科への入院（医療保護入院）に繋がった。その後、自殺念慮はなくなり退院となった。

②ケースカンファレンスの開催

支援検討が必要な場合は、ケースカンファレンスを開催し、必要な支援体制の構築や役割分担を行った。また、関係者の気づきや不安に思うことがあれば、その都度カンファレンスを開催し、支援について考えるようにした（計5回実施）。

③対象者との関係性構築

対象者には、定期的に訪問や電話で連絡をとるよう

にし、家族にも面接する機会を作り、関係性の構築に努めた。

④関係者へ研修会参加の呼びかけ

関係者に自殺防止対策研修会の参加を呼びかけ、共に参加し、知識や技術の習得を図った。

⑤保健所担当内の取り組み

担当保健師の心的負担が大きいことから、スーパーバイザーの助言を受ける機会を設け、元気を取り戻すことや再び支援に向き合える機会を作った。また、保健所担当内では、ひとりで抱え込まないように責任分散できるように体制を整えた。

⑥保健所管内関係機関と勉強会を開催

障がい者自立支援協議会で事例検討会を開催し、地域に自殺未遂者がいることを知ってもらい、地域の課題や支援について考える機会を作った。

4. 結果と考察

自殺未遂という困難事例に対応する中で、保健所保健師が中心となり、関係機関とのカンファレンスの開催や研修会参加の呼びかけを行うなど連携を密にし、顔の見える関係性を築き、些細なことでも話すことができるネットワークの構築に繋がった。その結果、関係機関同士で支え合い、支援の負担を分散できたと考えられる。

自殺再企図防止のためには、継続支援の重要性を感じた。支援のマンネリ化を防ぐために支援の継続を再認識すること、特に一つの機関へ役割を委ねたままにしないための働きかけが保健所保健師の役割ではないかとの気づきがあった。また、関係機関との連携では考え方や気持ち、敬意を伝えることが大切であった。

5. おわりに

今回は、保健師として自殺未遂者への支援が初めてであり、どのように対応すればよいか悩み奔走した。「命を救いたい」という強い思いに掻き立てられ無我夢中で対応を考え、関係者と協力することで自殺再企図防止に繋がった。しかし、今後も自殺既遂に至る可能性もあり、また、山間部、孤立という問題を含め今後どのように対応していくかが課題として残る。

今回関わった対象者の課題は、地域の課題であるにとらえ、今後の保健所保健師としての活動に活かしていきたい。

交流会を通して見た高次脳機能障がい者支援における課題

川端友美¹⁾ 西谷範子¹⁾ 原美智代¹⁾ 大木元繁¹⁾ 南川貴子²⁾

1) 徳島県西部総合県民局(美馬保健所) 2) 徳島文理大学

はじめに

高次脳機能障がい者を有する人は、外見に目立つ身体的特徴を示さず、日常生活における自立度も高い場合が多い。このように、他人から視認されにくいことから、「見えない障がい」と言われ、当事者及び家族に戸惑いや困難を生じさせてきた。

それゆえに、当事者や家族同士が交流し、思いを共有できる場は有用であると言える。

本県には、「高次脳機能障がい徳島家族会すだち」があるが、その活動場所は徳島市内が中心となっており、西部圏域に住む当事者及び家族にとっては、物理的な面で参加が困難な現状がある。

そこで、西部圏域において交流できる場を設けるため、交流会を開催したところ、当事者及び家族が抱える課題が明らかとなったため、報告する。

なお、倫理的配慮については、個人情報保護と発表について参加者に口頭で説明し、同意を得た。

方 法

当事者及びその家族、医療従事者等支援者（以下、支援者とする）を対象に「高次脳機能障がい交流会」を開催し、障がいに対する理解を深めるための講演会及び日頃の思いを共有するための交流会を実施した。交流会には、講師兼アドバイザーに参加いただいた。ここでは、交流会に焦点を当て、報告する。

1. 参加者

交流会の参加者 28 名（当事者 6 名、家族 11 名、支援者 11 名）を、「当事者（当事者＋支援者で構成）」で 2 グループ、「家族（家族＋支援者で構成）」で 3 グループの計 5 グループに分けた。

2. 実施内容

グループ毎に「日頃の思い」や「困っていること」等について自由に意見交換（50 分）を行った後、全体で共有を行い（20 分）、最後に、アドバイザーによる交流会の振り返り（10 分）を行った。

各グループで出た意見は、ホワイトボードに記載し、全体共有を図りやすいよう工夫を行った。

結 果

当事者グループからは、日常生活の中で感じている「困り事」や、「サービス」、「支援（支援者）」に関する課題や要望等が聞かれた。また、家族グループからは、将来を見据えた「当事者に関する心配事」や「家族自身のケア」に関する意見、「相談先」や「支援者」に関する要望等が聞かれた。

当事者グループ	
困り事やサービス	・利用できるサービスが少ない ・精神障がい者手帳への偏見
支援（支援者）	・当事者等のメンタルケアが重要 ・支援者の知識不足 ・在宅での生活を見据えた支援
家族グループ	
当事者に関する心配事	・親亡き後の問題 ・就労困難による経済的な不安 ・社会的行動障害への対応困難感
家族自身のケア	・日常生活の制限等による家族の生活や人生に関わる葛藤 ・当事者との関わりに関する苦悩
相談先や支援者	・相談先が分かりにくい ・支援者の知識不足

考 察

当保健所では、平成 19 年度以降、研修会や交流会を開催している。今回の交流会を通して、当事者や家族の思いを聞くことで、高次脳機能障がいに関する「支援者の知識不足」、「相談先が分かりにくい」等の課題が明らかとなり、交流会は、当事者や家族のニーズを把握する上でも重要な機会であると考えられる。

これらの課題解決には、関係機関との連携が不可欠であるため、管内の協力施設（医療機関）をはじめ、市町、相談支援事業所等を巻き込み、潜在的な当事者やその家族にも情報が届くよう、支援者の知識向上、ひいては地域住民の知識向上につながる取組を進めていきたい。

児童相談所における保健師業務の現状とニーズに関する調査 ー 児相内他職種への調査からー

木下沙姫¹⁾ 原内あすか²⁾ 犬伏明美³⁾

1) 徳島県西部こども女性相談センター 2) 徳島県南部こども女性相談センター

3) 徳島県中央こども女性相談センター

はじめに

令和元年の児童福祉法改正（令和4年4月1日施行）により、児童相談所において保健師の配置が必要となり、徳島県でも3か所あるこども女性相談センター児童相談担当に保健師が1名ずつ配置された。そこで、児童相談保健師の業務の現状とニーズを明らかにし、今後の徳島県児童相談所における保健師活動の一助とするため調査を行ったので報告する。

方 法

県内こども女性相談センター児童相談担当及び一時保護所の正規職員63名を対象に、一部自由記述（児相に保健師がいる強み）を含む複数回答可の自記式アンケート調査を実施した。

保健師目線で考える児童相談所保健師の役割として、業務26項目、ケース19項目を設定し、ニーズと現状を調査した。

結 果

対象者63名のうち50名から回答を得た（回収率79.4%）。職種は児童福祉司64%、児童心理司20%、未回答を含むその他16%、経験年数は5年未満58%、5～10年未満24%、10年以上18%であった。

保健師に依頼したい業務では、受診の必要性の検討、医療機関との会議への参加・連絡、医療機関への受診同行等、医療に関する項目でのニーズが高い。対して依頼している業務でも医療機関への受診同行、医療機関との会議への参加・連絡が挙げられている。（表1）依頼したいケース、依頼しているケースともに、特定妊婦、新生児・乳幼児、医療機関からの通告が挙げられている。（表2）

保健師がいることの強みに関する自由記述では、

「医療との連携・医療知識の幅が広がった」「保健所や市町村との連携がしやすくなった」「乳幼児の育児に関する支援がしやすくなった」との記述が多く見られた。また、「福祉とは違う立場で保護者が安心して話せる存在」との意見もあった。

表1：依頼したい業務・依頼している業務

特に 依頼 したい	受診の必要性の検討	46%
	医療機関との会議へ参加・連絡	40%
	医療機関への受診同行	38%
依頼 している	医療機関への受診同行	52%
	家庭訪問への同行	50%
	医療機関との会議へ参加・連絡	44%

表2：依頼したいケース・依頼しているケース

特に 依頼 したい	特定妊婦	56%
	医療機関からの通告	38%
	新生児・乳幼児	36%
依頼 している	新生児・乳幼児	36%
	特定妊婦	34%
	医療機関からの通告	34%

結 論

アンケート調査から児童相談所保健師には、医療機関の受診同行や調整など医療に関する関わり、乳幼児や特定妊婦などへの対応が求められ、実際の業務と相違ないことが明らかになった。一方で、保健師の経験差による対応能力の違いや、一人配置の中で全てのケースに関わっていないといった課題も明らかになった。今後は児童相談所としてニーズのあるケースに保健師が介入できるように、児童相談所内での密な情報共有を行うことが重要である。また、一人配置の中でも優先度を見極め適切な支援につなげるため、保健師自身のスキルアップも必要である。

保健所の機能強化について～過去の資料から保健師活動を考える～

藤本 吟子 西谷 範子 原 美智代 大木 元繁

徳島県西部総合県民局(美馬保健所)

I. はじめに

保健所は、この3年半余り新型コロナウイルス感染症対策の最前線を担っている。この間、住民から、改めて保健所の役割の重要性が認識された。国からは保健所の役割を明確にし、ますますの機能強化が求められている。

美馬保健所は、開所されて78年目であり、3回の移転を経て、現在の場所で53年目を迎え老朽化もしている。私は、昭和54年度から県の保健師として正規職員38年、再任用職員3年、会計年度職員4年と連続45年勤務している。

今回、美馬保健所のこれまでの保健師活動を振り返ることで、時代に即応した保健師活動の展開を過去から学び、今後の活動の道しるべになるのではと考えたので、ここに報告する。

II. 方法

美馬保健所に保管している昭和33年度以降の監査調書及び平成14年度以降の業務概要から保健師活動を調べた。関係する法律及び保健所の歴史、保健師が掲げた目標と効果、その時代のトピックスや隘路、保健師が実績を上げた事業及びその活動量等を一覧表にまとめ考察した。

III. 結果

記録による保健師の最初の重点目標は、「家族計画の普及浸透」で、母子の家庭訪問や梅毒や淋病の検査実績を上げており、昭和36年度の性病予防法から受胎調節及び家族計画への指導を展開している。新生児や乳児の家庭訪問で全数把握に勤め、昭和41年度からの3歳児健診では、要フォロー児の対応について、家庭や保育所や病院、療育施設など市町村と連携を深め個の支援から地域へと母子保健活動を展開している。平成9年度の地域保健法全面施行により、基本的な母子保健事業は市町村に移行され、保健所は、広域的専門的技術的な保健サービスの提供と市町村支援強化に努めることとなった。

昭和26年結核予防法制定で、当時、人口約92,000人の管内(現在34,240人)で、結核診査会は、年間約1,000～1,600件の届出がおよそ15年間続き、結核対策が主となる活動が続いた。当時、保健師活動の45%は家庭訪問で、そのうち50%～63%を結核訪問が占め、新規登録の家庭には、消毒液を持参しトイレの消毒方法等を指導していた。また、保健所では、住民のレントゲン検査を巡回撮影し、昭和40年当時は、人口の58.2%の受診率を記録している。

昭和25年に制定された精神衛生法では、患者の通報診察による入院、昭和40年の法改正から通院医療公費負担申請事務等をしていった。昭和44年度頃から社会復帰を支援するための家庭訪問を開始し、昭和51年度頃からデイケア開始、家族会育成強化並びに作業所を開設し、平成4年には「美馬心の健康を考える会」を発足させボランティア育成を図り地域の精神保健活動を展開している。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の健康危機対応は、保健師全員が全力で能力を発揮し、住民を守ろうとの思いで奮闘した。

IV. 考察

保健師の歴史は、感染症等の疾病予防の歴史でもあり、環境や健康課題に対応していく健康増進の歴史でもある。また、保健師活動は「個」を尊重し寄り添い、その時代及び地域に添う活動をしている。今後とも、大局的な課題対応に続き、住民の健康保持増進に寄り添う職責が期待される。

V. おわりに

時代に応じて住民の課題や求められることも多種多様化している。へき地に2年間(昭和55年度56年度)駐在し、平成7年の阪神淡路大震災を始めとして、全国4か所の被災地支援も行った経験からも、いつの時代も、個へのかかわりから地域保健活動を展開する保健師は、地域の健康づくりのプロフェッショナルである。

西部地域糖尿病調査結果の啓発における 関係団体との連携について

勢川 怜花¹⁾ 三木 真実子¹⁾ 森西 真由美¹⁾ 西谷 範子¹⁾ 原 美智代¹⁾ 大木元 繁¹⁾ 森岡 久尚²⁾
1) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部 (美馬保健所) 2) 徳島大学大学院医歯薬学研究部公衆衛生学分野

はじめに

徳島県では、糖尿病の粗死亡率が全国でワーストクラスであり、その中でも西部地域が比較的高い状況である。そこで、令和3年度に関係機関と協同して西部地域糖尿病調査（以下、調査）を実施し、今年度、調査結果を基にした一般住民向けの啓発チラシを作成した。美馬保健所管内には、糖尿病対策の推進を図ることを目的に、美馬市医師会、病院、給食施設、市町行政等の15団体と住民2名からなる「美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会（以下、すすめる会）」が平成18年から活動している。チラシの作成にあたり、すすめる会等の管内関係団体との連携強化を図ることができたため、その成果について報告する。

方 法

令和3年度の調査を受けて、尿検査、アンケート調査、特定健診受診結果から啓発する情報の抽出を行った。

調査結果を住民にわかりやすく伝えるために、すすめる会と協同して、調査結果の概要及び生活習慣の改善について記載した啓発チラシを作成することを決定した。作成にあたり、すすめる会をはじめ、病院関係者、市町管理栄養士と意見交換を行い、チラシの内容について協議した。また、チラシを3案作成し、住民に手に取ってもらいやすいチラシという視点で、所内事務職員等に投票を行ってもらい、チラシの案を選択した。

チラシはすすめる会との協同で13,000部作成し、美馬市及びつるぎ町の一般住民に広く啓発するため、新聞の折り込み広告にて配布するとともに、関係機関に送付し、啓発活動に利用していただいた。

結 果

関係者間の意見交換では、肥満が必ずしも糖尿病になるわけではないこと、BMIをチェックする表を入れた方がよいなど様々な項目についての協議を時間をかけて行った。

調査結果、関係者の意見及び所内事務職員の投票結果を基に、チラシはA4両面印刷とし、表面には調査から判明した西部地域の健康課題を記載するとともに、これらの状態が続くと、透析や心不全につながる可能性があるが、生活習慣を早期に改善することで発症防止や進行抑制ができる旨を記載した。

裏面には生活習慣の改善方法について4つの方法（①間食の回数と質を見直すこと、②減塩をすること、③適正体重を維持すること、④禁煙をすること）を簡潔に記載した。また、西部地域では来客にお菓子を勧める雰囲気が高いこと、お菓子の買い置きが多いことなどの現状と生活習慣改善について啓発を行った。

考 察

調査結果を基にした啓発チラシを活用することにより、徳島県西部地域の特徴を踏まえ、エビデンスに基づいた啓発を行うことができた。さらに、チラシの作成にあたり、所内事務職員をはじめ、すすめる会及び病院関係者との意見交換会、市町管理栄養士による担当者会を実施することで、互いに情報共有を図り、地域の健康課題とその対策について理解を深めるとともに、さらなる連携強化を行うことができた。

令和6年度から開始される「健康日本21(第三次)」の方向性の1つに「社会環境の質の向上」が示されているが、市町をはじめ様々な団体からなるすすめる会は管内の特記すべきソーシャル・キャピタルである。今後、保健所は、糖尿病に対するステージマに配慮しつつ、引き続き市町や関係団体との連携を強固にし、課題解決に努めていくことが重要である。今回作成したチラシを活用することで、エビデンスに基づいた啓発を続け、効果について検証する必要があると考える。

文 献

- 1) 平成28年県民健康栄養調査（徳島県）
- 2) 日本人の食事摂取基準（2020年版）
- 3) 令和3年度西部地域糖尿病調査

管内高校生を対象とした歯科保健活動の取り組み

～学校歯科健診直後の歯科保健指導の結果および歯科スライド教材の作成と利用結果について～

加藤美幸¹⁾ 大木元玲子²⁾ 川端友美¹⁾ 西谷範子¹⁾ 原美智代¹⁾ 大木元繁¹⁾

1) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部〈美馬保健所〉 2) 徳島県保健所嘱託歯科医師

はじめに

歯や口の健康づくりでは、若い時期からの対策が重要である。しかしながら、管内高校養護教諭との意見交換では、高校生の「歯の健康に対する関心の低さ」、「学校歯科健診後の受診率の低さ」、「う蝕の未処置率の高さ」が指摘された。そこで、管内2高校と協力して、歯科受診につながらない原因や歯科保健行動の変化に必要な対策を検討し、歯科受診や歯科保健行動の変化を目指した取り組みを行ったので報告する。

取り組みと結果

1. 平成29年度～令和元年度の取り組み

平成29年度にA高校で、保健所が指導に入った日に学校歯科健診を受けた140人のうち、C(う蝕)、CO(う蝕等要観察歯)、G(歯肉炎等)、GO(歯肉要観察)の所見があった100人を対象に健診直後に面談を行い、歯科健診結果の受け止めや生徒ひとりひとりの課題について確認した。

その結果、生活習慣の乱れが大きいこと、う蝕や歯肉炎を指摘されても歯科受診するつもりがないと回答する者が多いこと、部活動やアルバイトのため受診の時間が取れないと考えていること、歯肉炎に関する知識が不足していること、寝る前の歯みがきを実施する者が73%、長期(小学校の時受診、いつ受診したか忘れた等)の歯科未受診の者が48%であることなどがわかった。

そこで、聞き取りから明らかとなった生徒の疑問や不安等に配慮した「う蝕」と「歯肉炎」についてのリーフレットを作成し、これを利用して平成30年度はA高校1～3年生189人、令和元年度はA高校1～3年生166人、B高校1年生167人を対象に、健診直後に結果の通知と保健指導を行った。

その結果、A高校では寝る前の歯みがきの実施率が向上し、過去1年間の歯科受診経験の割合が上昇した。B高校では、もともと健診後の受診意思が高かったが受診の必要性の再確認ができた。

2. 令和2年度～令和5年度の取り組み

令和元年度までの取り組みで、生徒の生活状況や歯科受診状況に変化がみられてきていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校歯科健診の延期や健診後の個別指導が中止となったことを受けて、歯科保健指導方法を変更した。

令和2年度からは、A、B各高校で歯科保健に関

する授業時間を確保できることとなり、これまで調査した生徒の疑問や歯肉炎、歯科受診の必要性などに関する情報をクイズ形式にしたスライド教材を作成した。各スライドには担任用の説明文(読み原稿)を加えた。

3学年用3シリーズを作成し、A、B高校全クラスで担任が授業を行った。授業時には小テストを行い理解度を確認するとともに、担任の先生にも教材について意見を求めた。理解度テストの結果からは、知識が不足している分野が明らかとなり、教材の改善をくりかえし、生徒の理解度が上がるように工夫した。また、担任からは「読み原稿」はあるが、各スライドのねらいがわかりにくいとの指摘があった。そこで令和5年度は、各問題のねらいや強調して伝えてほしいところを示した解説を作成し、授業前に確認してもらった。

B高校ではこの取り組みの結果、未処置歯率が改善してきているとの報告を受けた。小テストの結果からも、授業を通じて歯科疾患予防のための基本的知識を伝えることができたと考えている。

考察

生徒の歯や口の健康に対する関心が低い中で、健診直後は歯の状態に対する関心が高まる。健診直後にそれぞれの生徒の健診結果に応じて配布できるリーフレットを使用すれば、短時間で多くの人手を必要とせずに情報提供が可能であった。

しかしながら、受診が必要な生徒が実際の歯科受診行動を起こすためには、保護者や部活動の指導者等の協力が不可欠である。保護者の協力なしの歯科受診はハードルが高い。また、部活動の指導者等から、歯の健康管理の必要性を伝えてもらい、受診を促すことは効果的である。今後は、保護者や指導者等に対しても、生徒の歯の現状を伝える工夫が必要であると考えている。

まとめ

歯科健診後に使用する指導用リーフレットやスライド教材を作成し、養護教諭や担任が使用しやすいように改善することで、学校現場で歯科保健指導が継続できる体制ができた。

今後は、作成したリーフレットを使った健診直後の指導について、その配布・指導方法をさらに工夫し、生活習慣の改善と必要な歯科受診を促していきたい。

